監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年8月6日

奈良県監査委員 内 野 正 博

雨 森田康文

同 尾崎充典

同 浦西敦史

令和2監査年度 第1回分

ア 本 庁

	平 月 部局及び所属名	実施年月日	監		結	果	措置の内容
知	事 公 室						
	広報広聴課	令和2年 8月7日	と制を約令出た認めた。	骨のごけどありて、負される工に手とるのを件。奈担と体内事つ続さと委業(良行も制部請いとれき託務契 県為にを統	負てしてと契完約 会事、整制費、ていさ約了額 計務決備の等予支るれに後 規の裁す整製算出時ででに10 則適過る備	約執負期いい行,1等正程な必の行、が、て円基執お、要、支い)で行け実	奈良県会計規則等に基づき、 遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。 今後は、課内における事務処 理状況の情報共有等によりチェック体制を強化し、支出負担行 為事務の適正な執行に努めると ともに、実効性のある内部統制 の整備に取り組む。
	政策推進課	令和2年8月7日	と制を約令支る為合態品務延なすの行を和出日を計様後完期っるたう締元負か行 2のに了間て経りにでいるのにするにある。	「ひこけますてて9尺っでして、負に7分工に手とるの為幅い00はてあか。奈担と体内事つ続さと委をにた円、いる月、良行も制部請いとれき託行遅事)①たが以、県為にを統	負てしてと契う延例認支事支上 会事、整制費、ていさ約こしがめ出例出の 計務決備の等予支るれ等とて2ら負が負事 規の裁す整契算出時でにと支件れ担1担例 則適過る備	約執負期いつさ出(た行件行が、等正程なを行担はるいれ負契。為、為1 になにど必の行、がてて担約そを②の件 基執お、要統為契、、い行額の納業遅と づ行け実	奈良県会計規則等に基づき、 遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。 今後は、課内における事務処 理状況の情報共有等によりチェック体制を強化し、支出負担行 為事務の適正な執行に努めると ともに、実効性のある内部統制 の整備に取り組む。
	国際課	令和2年 8月7日	会計書類の	平度「(本 会費」(平 ご係る会 が5年と 為決議和元	公財)日 P成31年4 計書類に 定められ 及び添付 年度事業	ついて、 ている支 書類(請 計画書、	奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類を適正に保管、管理するよう職員に周知徹底を図った。 今後は、書類の保管方法や保管場所を課内で再度情報共有し、会計書類を含む行政文書を適正に保管、管理するよう努め

			今後は、奈良県行政文書管理規則	る。
			に基づき、会計書類を適正に保管、	
			管理するよう努めるべきである。	
			(指摘事項)	
	防災統括室	令和2年	支出負担行為及び契約書の作成の遅	
	例 火心10至	7月31日		
		7月31日	延について	
			委託料、工事請負費等契約を必要	奈良県会計規則、奈良県契約
			とする経費について、予算執行の統	規則等に基づき適正な事務執行
			制のための手続として支出負担行為	を実施するとともに、所属にお
			を行うこととされている時期は、契	けるチェック体制を強化し、複
			約を締結するときとされているが、	数の担当者による書類確認とス
			令和元年度の委託契約について、支	ケジュール管理を行い、適正な
			出負担行為を行うこととされている	執行と再発防止に努める。
			日から1か月以上3か月未満遅延し	VIII 2 11 32 1 2 3 3 4 6 6
			て支出負担行為を行っていた事例が	
			2件(契約額合計 1,046,400円) 認	
			められた。	
			契約の締結をしようとするときは	
			奈良県契約規則第18条(契約書の	
			省略)に該当する場合を除き遅滞な	
			く契約書を作成しなければならず、	
			県及び相手方の双方が契約書に記名	
			押印しなければ当該契約は確定しな	
			いものとされているが、上記のうち	
			1件(契約額 981,000円)では、支	
			出負担行為と同様に契約書の作成を	
			遅延していた。	
			今後は、奈良県会計規則、奈良県	
			契約規則等に基づき、支出負担行為	
			及び契約書の作成事務等の適正な執	
			行に努めるとともに、決裁過程にお	
			けるチェック体制を整備するなど、	
			実効性のある内部統制の整備に取り	
	沙叶业产部	△和 0 左	組まれたい。 (注意事項)	
	消防救急課	令和2年	支出負担行為及び契約書の作成の遅	
		7月31日	延について	
			委託料、工事請負費等契約を必要	奈良県会計規則、奈良県契約
			とする経費について、予算執行の統	規則等に基づき適正な事務執行
			制のための手続として支出負担行為	を実施するとともに、所属にお
			を行うこととされている時期は、契	けるチェック体制を強化し、複
			約を締結するときとされているが、	数の担当者による書類確認とス
			令和元年度の委託契約等について、	ケジュール管理を行い、適正な
			支出負担行為を行うこととされてい	執行と再発防止に努める。
			る日から大幅に遅延して支出負担行	
			為を行っていた事例が2件(契約額	
			合計 6,171,904円) 認められた。そ	
			の態様の内訳は、①支出負担行為を	
			納品後に行っていた事例が1件、②	
			業務完了前であるが支出負担行為の	
			遅延期間が1か月以上の事例が1件	
			となっていた。	
			契約の締結をしようとするときは	
			奈良県契約規則第18条(契約書の	
			名略 に該当する場合を除き遅滞な	
			11㎡/ に該ヨ9 る場合を除さ連備な	l l

く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 1件(契約額 6,076,000円)では、 支出負担行為と同様に契約書の作成 を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組むべきである。 (指摘事項)

単価契約における消費税の転嫁につ いて

令和元年7月に公正取引委員会から消費税転嫁状況の調査を受け、平成26年度から令和元年度までの危険物取扱者保安講習業務委託の単価契約において、契約単価の消費税の計算方法を円未満の端数を切り捨てして、でもことについて、令和元年10月に消費税の転嫁を阻害する行為に当時であるとして、消費成となる旨の指置法第3条第1号違反となる旨の指導を受けていた。

そして、その是正のために、令和元年度の危険物取扱者保安講習業務委託の単価契約について適正な額で変更契約を締結するとともに、消費税の未払額(過年度分3,457円、令和元年度分406円)を契約の相手方に支払っていた。

今後は、消費税転嫁対策特別措置 法等に基づき、適正な事務の執行に 努められたい。 (注意事項) 単価契約における消費税の転嫁について、公正取引委員会からの指導・是正措置内容を課内で共有し、再発防止を図るとともに、消費税転嫁対策特別措置法等に基づいた適切な契約事務の執行に努める。

総 務 部

行政経営・フ ァシリティマ ネジメント課

令和2年 8月21日

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額746,496円)認められた。

また、上記の1件の委託契約は、 本来、奈良公園室の所管であり予算 の再配当を受けることが必要であっ たが、契約締結時までに当該契約に

係る予算の再配当を受けていなかった。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

税外未収金に係る未収金対策について

未収金対策の取組については、「 税外未収金にかかる債権管理の適正 化に関する指針」に基づいて全庁的 に取り組んでいるところであり、未 収金対策推進連絡会議のもと、積極 的な情報交換や研修会を行うほか、 未収金を所管する担当課に数値目標 を設定させ、過年度未収金の削減や 現年度未収金発生の抑制について進 **捗管理を行うなどの取組を行ってい** る。また、平成25年度の行政監査(税外未収金等にかかる債権管理につ いて) の結果を踏まえ、「税外債権 の管理マニュアル」「税外債権の管 理マニュアル (債権整理編)」「支払 督促申立の手引き」を作成するなど、 未収金を所管する担当課の債権回収 を支援する取組を行っている。令和 元年度では、未収金を所管する担当 課の支払督促申立手続等を支援する ため、税外未収金の債権ごとに、回 収見込の有無、債務者の所在の状況 及び未収の理由等を調査し、現状及 び課題の把握に努めている。

しかし、直近の決算でみると、税外未収金の残高は令和元年度末において総額で47億5,645万円と多額であり、中小企業高度化資金貸付金等で減少している一方で、育成奨学金貸付金等で増加している。

未収金の解消は財政運営上大きな 課題であり、全庁的に厳正かつ適正 な対応が強く求められていることか ら、引き続き実効性のあるきめ細か な未収金対策に取り組まれたい。

(意見事項)

未収金対策については、未収金対策推進連絡会議の開催による情報共有、未収金の削減に係る数値目標の設定、回収困難な債権についての弁護士相談、職員を対象に適正な債権管理と回収のノウハウ習得に資するためのグループワークを取り入れた実践的な研修等を実施している。

また、新たな取組として、令 和元年度より、各債権の状況・ 理由(時効到来・未到来、支払 有・無、所在判明・不明、資力 有・無等)をより詳細に把握し、 その結果を踏まえて、回収可能 な債権は支払督促申立等による 回収を促進し、回収不可能な債 権については不納欠損処分を行 うなど、適切な債権管理を強化 している。これらの取組の結果、 令和元年度に臨時的に発生した 未収金 (流域下水道事業費 (4) 億5,607万円)、行政代執行費用 (1億3,556万円)) を除くと、 令和元年度末の総額は、前年度 より約3,300万円減少している。 加えて、令和2年度は、未収金 回収の民間委託可能な債権のう ち、まだ委託されていない2債 権について、行政・人材マネジ メント課が委託実施主体となり 弁護士に委託した。12月末時点 において、約350万円の回収及 び支払督促を実施するなど、一 定の成果が見られ、来年度も、 債権所管課に引継ぎながら実施 する予定である。

こうした地道な債権回収の取 組を進めることにより、毎年度 の削減目標額(令和2年度は約 7,700万円)の達成を目指すと ともに、今後も、法的措置の一

			層の活用や民間活力の導入による回収の推進、債権管理条例制定等、より効果的・効率的な債権管理手法の検討を行い、庁内全体で未収金の削減に向けた取組を実施していく。
人事課	令和2年8月21日	現年度歳出に係る戻入処理の誤りについての会議室は、1件39,000円)にできる議室を使用の会議室を使用の会議室の使用の会議室の使用のできます。これできるでは、できるでは、できるでは、できるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるである	今後は、同様の事案が発生しないよう、「奈良県会計規則の施行について」及び「会計事務の手引き」の関係箇所を課員に周知するとともに、決裁過程において複数の担当者によるチックを徹底し、再発防止に努める。
		支出の作が表表で表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表	奈良県会計規則等に基づき、 遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。 今後は、課内における事務り 理状況の情報共有化し、支出負 を強化し、対力体制 適正な執行に努め る。

税務課	令和2年8月21日	契約規則等に基づき、支等機力を整備を整備を整備を整備を整備を整備を整備を整備を整備を整備を整備を整備を整備を	令県にをなお職ま員働て一令以策の税て特でよ、と 入意期行可合る組年イるに止し対方すすりの保護をおお職ま員働て一令以策の税で特でよ、と 入意期行可合る組年イるに止し対方すすりの (人度部)では、 (人度部)で、 (人度をで、 (人をで、 (人
]		l

郵便切手の過大な保有について

令和元年度末の郵便切手の保有残 高は129,864円となっており、年間 使用額に照らして多額となってい た。

郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)

郵便切手の購入検討時に残額 や使用枚数の見込みを的確に把 握し、これまで以上に購入の頻 度を増やすなど、切手の保有を 必要最小限にするよう努める。

支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額等合計 51,720,288円)認められた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な時期に支出負担行為及び契約書の作成を行うよう事務の進捗管理を徹底し、適正な事務の執行に努める。

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 2件(契約額合計 51,522,000円) では、支出負担行為と同様に契約書 の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)

管財課

令和2年 8月21日

職員公舎の公舎費及び共益費の調定 事務の遅延について

職員公舎の入居者から徴収する公舎費及び共益費について、奈良県職員公舎管理規程により納期限は各月末日とされているのに、入居者1名に係る平成30年7月から平成31年3月分(調定額合計 233,450円)について、調定事務を失念したため、平成31年4月24日に調定を行っていて、本来納期限とすべき日を経過した後

今回の不適切な事務執行について課内で情報共有を行うとともに、再発防止のため、職員公舎入居者ごとの毎月の公舎費及び共益費の金額を入力した一覧表を作成し、調定決議書の作成事務の適正な執行に努める。

に、大幅に遅延(最長で8か月遅延) して調定及び納入の通知を行って いた。

そして、平成30年度に係る出納閉 鎖期日(令和元年5月31日)までの 間に納入を受けることができず、平 成30年度決算では収入未済となって いた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県 職員公舎管理規程に基づき、調定事 務の適時適正な執行に努めるととも に、再発防止に向けた内部のチェッ ク体制の整備に取り組むべきであ (指摘事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について

委託料、工事請負費等契約を必要 とする経費について、予算執行の統 制のための手続として支出負担行為 を行うこととされている時期は、契 約を締結するときとされているが、 令和元年度の委託契約等について、 支出負担行為を行うこととされてい る日から大幅に遅延して支出負担行 為を行っていた事例が10件(契約 額合計 81,130,512円) 認められた。 その態様の内訳は、①支出負担行為 を業務完了後又は納品後に行ってい た事例が4件、②業務完了前である が支出負担行為の遅延期間が1か月 以上3か月未満の事例が6件となっ ていた。

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しな いものとされているが、上記のうち 6件(契約額合計 80,991,876円) では、支出負担行為と同様に契約書 の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組むべきである。 (指摘事項)

今回の不適切な事務執行につ いて課内で情報共有を行うとと もに、契約案件ごとに支出負担 行為及び契約書の作成予定日等 を入力したエクセルデータ表を 作成し、スケジュール管理を徹 底することにより支出負担行為 及び契約書の作成事務の適正な 執行に努める。

情報システム

令和2年 8月21日

支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について

委託料、工事請負費等契約を必要 とする経費について、予算執行の統 基づき、事業の進捗管理と支出

今後は、奈良県会計規則等に

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければなら端、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 1件(契約額542,290円)では、支 出負担行為と同様に契約書の作成を 遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

地域振興部

奥大和移住· 交流推進室

令和2年 7月31日

支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為及び契約書の作成 事務等の適正な執行に努める。 併せて、契約案件及び契約時期 を一覧できるチェックリストの 作成を行い、進捗状況を的確に 管理するなど、各段階で実効性 のあるチェック体制を整備し、 適正な事務処理に努める。

		押印しなければ当該契約は確定しな	
		いものとされているが、上記のうち	
		1件(契約額 5,646,337円)では、	
		支出負担行為と同様に契約書の作成	
		を遅延していた。	
		今後は、奈良県会計規則、奈良県	
		契約規則等に基づき、支出負担行為	
		及び契約書の作成事務等の適正な執	
		行に努めるとともに、決裁過程にお	
		けるチェック体制を整備するなど、	
		実効性のある内部統制の整備に取り	
		組むべきである。 (指摘事項)	
うだ・アニマ	今和9年	支出負担行為及び契約書の作成の遅	
ルパーク振興	7月13日	文山負担11 荷及い美利者の作成の建	
. *****	7月13日	, —	人後は 大真県人利用団体
室		委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、奈良県会計規則等
		とする経費について、予算執行の統	に基づき、所属におけるチェ
		制のための手続として支出負担行為	ック体制を強化し、複数の担
		を行うこととされている時期は、契	当者による書類確認とスケジ
		約を締結するときとされているが、	ュール管理を行い、支出負担
		令和元年度の委託契約等について、	行為及び契約書の作成事務等
		支出負担行為を行うこととされてい	の適正な執行と再発防止に努
		る日から大幅に遅延して支出負担行	める。
		為を行っていた事例が3件(契約額	
		合計 552,734円) 認められた。その	
		態様の内訳は、①支出負担行為を業	
		務完了後又は納品後に行っていた事	
		例が2件、②業務完了前であるが支	
		出負担行為の遅延期間が1か月以上	
		の事例が1件となっていた。	
		契約の締結をしようとするときは	
		奈良県契約規則第18条(契約書の	
		省略)に該当する場合を除き遅滞な	
		く契約書を作成しなければならず、	
		県及び相手方の双方が契約書に記名	
		押印しなければ当該契約は確定しな	
		いものとされているが、上記のうち	
		1件(契約額 459,054円)では、支	
		出負担行為と同様に契約書の作成を	
		遅延していた。	
		今後は、奈良県会計規則、奈良県	
		契約規則等に基づき、支出負担行為	
		及び契約書の作成事務等の適正な執	
		及い美利者の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお	
		けるチェック体制を整備するなど、	
		実効性のある内部統制の整備に取り	
1 I	会和の左	組むべきである。 (指摘事項)	
· ·	令和2年	支出負担行為及び契約書の作成の遅	
土地水資源調	7月17日	延について	大白目入乳相則燃に甘べた
整課		委託料、工事請負費等契約を必要	奈良県会計規則等に基づき、
		とする経費について、予算執行の統	所属におけるチェック体制を強
		制のための手続として支出負担行為	化し、複数の担当者による書類
		を行うこととされている時期は、契	確認とスケジュール管理を行
		約を締結するときとされているが、	い、支出負担行為及び契約書の
1		令和元年度の委託契約について、支	作成事務等の適正な執行と再発

出負担行為を行うこととされている 日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が 2件(契約額合計 712,800円)認め られた。

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件 では、支出負担行為と同様に契約書 の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組まれたい。 (注意事項)

補助金等の交付決定等に係る不適切 な事務処理について

奈良県補助金等交付規則に定める 補助金等の交付決定は、県が、交付 申請者に対して、補助事業等を行っ た場合に一定金額の補助金等を交付 する旨の意思決定である。令和元年 度において、交付決定に当たり、実 際に交付決定を行った日から1か月 以上3か月未満遡った日付を交付決 定日としていた事例が17件(交付 決定額合計 666,708,000円) 認めら れた。そして、補助事業者は、交付 決定の内容及びこれに付された条件 等に従い補助事業等を行わなければ ならないこととされているが、上記 のうち2件(交付決定額合計 66,35 0,000円)では、県が実際に交付決 定を行った日よりも前に補助対象事 業である配水管の敷設等の工事事業 に着手していた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の17件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

さらに、平成30年度繰越事業において、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して

防止に努めている。

令和2年度以降は事前着手の 手続きを活用するとともに、複 数の担当者による書類確認とス ケジュール管理を行う等、事務 の実施体制の見直しを行い、再 発防止に努めている。

いた事例が6件(支出負担行為額合 計 260,876,000円) 認められた。 今後は、同規則、奈良県会計規則 等に基づき、適正な事務の執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチ エック体制を整備するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組まれ (注意事項) 文化財保存課 令和2年 補助金等の交付決定等に係る不適切 8月18日 な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める 奈良県補助金等交付規則、奈 補助金等の交付決定は、県が交付申 良県会計規則等に基づき、支出 請者に対して、補助事業等を行った 負担行為及び補助金等の交付決 場合に一定金額の補助金等を交付す 定事務等の適正な執行に努める とともに、交付決定案件、交付 る旨の意思決定である。令和元年度 において、交付決定に当たり、交付 決定時期を一覧できるチェック 決定日としていた日付が事実と大幅 リストを作成して進捗状況を的 に相違していた事例が19件(交付 確に管理するなど、各段階で実 決定額合計 41,156,000円) 認めら 効性のあるチェック体制を整備 れた。その態様の内訳は、実際に交 し、適正な事務処理に努める。 付決定を行った目から、①1か月以 上3か月未満遡った日付を交付決定 日としていた事例が12件、②3か 月以上遡った日付を交付決定日とし ていた事例が7件となっていた。そ して、補助事業者等は、交付決定の 内容及びこれに付された条件等に従 い補助事業等を行わなければならな いこととされているが、上記のうち 17件(交付決定額合計 39,601,00 0円)では、県が実際に交付決定を 行った日よりも前に補助対象事業で ある重要文化財等の修理に着手して

> また、補助金等の交付決定につい て、予算執行の統制のための手続き として支出負担行為を行うこととさ れている時期は、交付決定をすると きとされているが、上記の19件で は、交付決定日としていた日付と同 様に支出負担行為の日付を遡ってい

いた。

今後は、同規則、奈良県会計規則 等に基づき、適正な事務の執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチ エック体制を整備するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組むべ きである。 (指摘事項)

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要 とする経費について、予算執行の統一 制のための手続として支出負担行為 を行うこととされている時期は、契 | 契約時期を一覧できるチェック

奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為事務の適正な執行 に努めるとともに、契約案件、

			約を締結するときとされているが、 令和元年度の委託契約について、支 出負担行為を業務完了後に行ってい た事例が1件(契約額 67,932円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づ き、支出負担行為事務の適正な執行 に努めるとともに、決裁過程におけ るチェック体制を整備するなど、実 効性のある内部統制の整備に取り組 むべきである。 (指摘事項)	リストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
	文化財保存事務所	令和2年 8月18日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負してを必の行名を必の行名を必の行名を必の行名をの行うである。 制を行うとときにいるのは、がっているにとさるとの情為を行うとときるの情為を行いたをののでは、がっている。 会に、ないれて、というでに、がいれて、というでに、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為事務の適正な執行 に努めるとともに、契約案件、 契約時期を一覧できるチェック リストを作成して進捗状況を的 確に管理するなど、各段階で 対性のあるチェック体制を整備 し、適正な事務処理に努める。
	文化資源活用課	令和2年8月18日	支出負担行為の遅延について 要話料、工事請負費等契執行行、工事請負費等算執行行、工事請負費等算執担。 要託経費の手続として、大事的にとして、大事ののでのでは、がいて、大事ののでは、がいて、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のがは、大事のが、大事のが、大事のが、大事のが、大事のが、大事のが、大事のが、大事のが	奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為事務の適正な執行 に努めるとともに、契約案件、 契約時期を一覧できるチェック リストを作成して進捗状況を的 確に管理するなど、各段階で実 効性のあるチェック体制を整備 し、適正な事務処理に努める。
観	光局ならの観光力向上課	令和2年 7月9日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が、交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決	補助金等の今回の不適切な事 案について課内で情報共有を行った。 今後は、奈良県補助金等交付 規則、奈良県会計規則等に基づ き、適正な事務処理に努める。

定日としていた事例が2件(交付決定額合計5,526,000円)認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の2件では、県が実際に交付決定を行った日よりも前に補助対象事業である整備工事等に着手していた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則 等に基づき、適正な事務の執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組まれ たい。 (注意事項)

負担金の交付事務に係る審査等の体 制のあり方について

今後、負担金の交付事務の執行に 当たっては、交付事務担当職員を同 実行委員会の事務職員と別の者にす るなど、負担金の適切な審査の確保 が図られるよう、審査等の体制を整 備されたい。 (意見事項) 令和2年度より、負担金支出 の事務を担当する事務職員と検 査を行う職員を別にし、複数人 によるチェックを行い、適正な 事務執行に努めている。

観光プロモー | 令和2年 ション課 7月9日

補助金等の交付決定等に係る不適切 な事務処理について

奈良県補助金等交付規則に定める 補助金等の交付決定は、県が、交付 申請者に対して、補助事業等を行っ た場合に一定金額の補助金等を交付 する旨の意思決定である。令和元年 度において、交付決定に当たり、交 付決定日としていた日付が事実と大 今後は、決裁過程におけるチェック体制を強化し、補助金等の交付決定等において、複数人によるチェックを行うなど適正な事務の執行に努める。

幅に相違していた事例が3件(交付 決定額合計 7,650,000円) 認められ た。その態様の内訳は、実際に交付 決定を行った日から、①2か月以上 遡った日付を交付決定日としていた 事例が1件、②3か月以上遡った日 付を交付決定日としていた事例が2 件となっていた。そして、補助事業 者等は、交付決定の内容及びこれに 付された条件等に従い補助事業等を 行わなければならないこととされて いるが、上記の3件では、県が実際 に交付決定を行った日よりも前に補 助対象事業である実行委員会の総会 会場の使用料等を支出し事業に着手 していた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の3件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則 等に基づき、適正な事務の執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチ ェック体制を整備するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組むべ きである。 (指摘事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うことされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計140,090,000円)認められた。

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しな いものとされているが、上記の3件 では、支出負担行為と同様に契約書 の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為

今後、相手方に対し、契約書作成についての注意喚起を引き続き書面等により実施するとともに、作成及び提出に期限を設定し、速やかに契約書の作成・提出を求め、支出負担行為について適宜行うよう努める。

福	祉 医療部		及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組まれたい。 (注意事項)	
	企画管理室	令和2年 6月3日	支出負担行為の遅延について 委託料、重請負責等契約執行を必必 委託料、工事請負責等算執担を必必 委託料、工事請負責等事類執担。 を力を紹介を力をの行う。 を力をおれているのでであるのであるのでである。 を力をおれているのでは、が、は、ののでは、が、は、ののでは、ないいのでは、ないので	監査により指摘のあった事業 を重点的にチェックし、契約関 連の全事業の状況を係ごとに情 報共有している。また、定期的 な部局内会計研修を主催する。
	長寿・福祉人材確保対策課	令和 2 年 6 月 3 日	証紙収納実績の報告誤りについては、 証紙収納実績の報告誤りについては、 関いては、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	証紙収納実績報告書を作成するときには、複数の職員による確認を行うこととし、所属におけるチェック体制の強化を図った。
			補助金等の交付決定等に係る不適切 な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める 補助金等の交付決定は、県が交付申 請者に対して、補助事業等を行った 場合に一定金額の補助金等を交付す る旨の意思決定である。令和元年度 において、交付決定に当たり、交付 決定日としていた日付が事実と大幅 に相違していた事例が46件(交付	今回の指摘を受け、交付決定 日を適用日に遡らず、実際の日 (国の要綱改正以降の日)で行 えるよう、補助金交付要綱に交 付決定前事業着手を認める場合 の手続きに関する規定を追加し た。

決定額合計 59,754,000円) 認めら れた。その熊様の内訳は、実際に交 付決定を行った日から、①1か月以 上3か月未満遡った日付を交付決定 日としていた事例が30件、②3か 月以上遡った日付を交付決定日とし ていた事例が16件となっていた。 そして、補助事業者等は、交付決定 の内容及びこれに付された条件等に 従い補助事業等を行わなければなら ないこととされているが、上記のう ち22件(交付決定額合計 40,530, 000円)では、県が実際に交付決定 を行った日よりも前に補助対象事業 である介護従事者の子育て支援のた めの施設内保育の運営、指定研修機 関における初任者研修の開始、就労 支援のための助成の受付等に着手し ていた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の46件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則 等に基づき、適正な事務の執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組むべ きである。 (指摘事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うことされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計4,885,082円)認められた。

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しな いものとされているが、上記の3件 支出負担行為の遅延及び契約書の作成について、契約を締結するときには、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、奈良県契約規則等を当り、職職の重要を行うとともに、職の進捗状況を定期のに確認し、所属におけるチェック体制の強化を図った。

では、支出負担行為と同様に契約書 の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り (注意事項) 組まれたい。 障害福祉課 令和2年 補助金等の交付決定等に係る不適切 6月3日 な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める 今後は、同様の事例が発生す 補助金等の交付決定は、県が交付申 ることのないよう補助金申請者 請者に対して、補助事業等を行った に対して早急に申請書類の提出 場合に一定金額の補助金等を交付す や補正をするよう指導を徹底す る旨の意思決定であり、交付を決定 るとともに申請書類の記入例や したときは速やかに決定内容及びこ 質疑応答集を作成するなど事務 れに付した条件等を書面により通知 処理の円滑化を図る。 することとされている。令和元年度 また、補助金担当者は予算の 執行状況に係るチェックリスト において、交付決定の通知に当たり、 交付申請書の提出を受けた日から実 を作成し、その都度、ほかの職 際の交付決定の通知までの期間が3 員が処理状況の確認を行うこと か月以上6か月未満経過していた事 により内部統制の強化を図る。 例が7件(交付決定額合計 321,544 ,000円) 認められ、上記のうち3件 では、既に補助事業が完了していた。 また、補助事業者等は、交付決定 の内容及びこれに付された条件等に 従い補助事業等を行わなければなら ないこととされているが、上記の7 件では、補助金交付申請より前に事 前着手届を提出させ、補助対象事業 である施設整備の工事請負業者を決 定し工事に着手することを承認して いた。 今後は、同規則、補助金交付要綱 等に基づき、補助事業者等への指導 及び周知に努めるとともに、適正な 事務の執行に努め、決裁過程におけ るチェック体制を整備するなど、実 効性のある内部統制の整備に取り組 まれたい。 (注意事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について 委託料、工事請負費等契約を必要 今後は、同様の事例が発生す とする経費について、予算執行の統 ることのないよう担当者は予算 制のための手続として支出負担行為 の執行状況に係るチェックリス を行うこととされている時期は、契 トを作成し、その都度、ほかの 約を締結するときとされているが、 職員が処理状況の確認を行うこ 平成30年度及び令和元年度の委託契 とにより内部統制の強化を図 約等について、支出負担行為を行う こととされている日から大幅に遅延 して支出負担行為を行っていた事例

が11件(契約額等合計 32,597,94 2円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が4件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が5件、③10か月以上の事例が1件となっていた。

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記る 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 7件(契約額合計 4,942,478円)では、支出負担行為と同様に契約書の 作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組むべきである。 (指摘事項)

医療·介護保険局

医療保険課

令和2年 6月3日

補助金等の交付決定等に係る不適切 な事務処理について

奈良県補助金等交付規則に定める 補助金等の交付決定は、県が交付申 請者に対して、補助事業等を行った 場合に一定金額の補助金等を交付す る旨の意思決定である。令和元年度 において、交付決定に当たり、実際 に交付決定を行った日から2か月以 上遡った日付を交付決定日としてい た事例が1件(交付決定額17,700, 000円) 認められた。そして、補助 事業者等は、交付決定の内容及びこ れに付された条件等に従い補助事業 等を行わなければならないこととさ れているが、上記の1件では、県が 実際に交付決定を行った日よりも前 に補助対象事業である健康診査等に ついて委託契約を医療機関等と締結 し事業に着手していた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では

交付決定日としていた日付と同様に 支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則 等に基づき、適正な事務の執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチ ェック体制を整備するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組まれ たい。 (注意事項)

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、納品後に支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 36,720円)認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

今後は、奈良県会計規則等に 基づき、所属におけるチェック 体制を強化し、複数の担当者に よる書類確認とスケジュール管 理を行い、支出負担行為及び契 約事務等の適正な執行と再発防 止に努める。

介護保険課 令和2年

6月3日

補助金等の交付決定等に係る不適切 な事務処理について

奈良県補助金等交付規則に定める 補助金等の交付決定は、県が交付申 請者に対して、補助事業等を行った 場合に一定金額の補助金等を交付す る旨の意思決定である。令和元年度 において、交付決定に当たり、実際 に交付決定を行った日から1か月以 上3か月未満遡った日付を交付決定 日としていた事例が23件(交付決 定額合計 543,968,000円) 認められ た。そして、補助事業者等は、交付 決定の内容及びこれに付された条件 等に従い補助事業等を行わなければ ならないこととされているが、上記 の23件では、県が実際に交付決定 を行った日よりも前に補助対象事業 である介護サービス提供事業に着手 していた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の23件では交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則

			等がよいできた。 等のにとしています。 では、ないでは、りのでは、りのでは、いいでは、いいでは、りのでは、いいでは、いいでは、りいでは、いいでは、いいでは、いいでは、ないでは、では、ないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	今後は、奈良県会計規則等に 基づき、所属におけるチェック 体制を強化し、複数の担当者に よる書類確認とスケジュール管 理を行い、支出負担行為及び契 約事務等の適正な執行と再発防 止に努める。
ſĭ	ども・女性局			
	女性活躍推進課	令和2年 5月19日	郵便切手の過大な保有について 平成30年度末の郵便切手の保有残 高は68,175円となっており、年間使 用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と 同様の取扱いが必要である。安全な 管理のためにも、使用状況を的限にと 把握し、その保有は必要に応助にと どめるとともに、必要に応期入 制をするなど効率的な予算執行に努 められたい。 (注意事項)	令和元年度の郵便切手の保有 については、毎月末の残額及び 昨年度の実績を確認しながら必 要最小限に努めた。今後も、引 き続き効率的な予算執行に努め る。
	こども家庭課	令和2年 5月19日	補助金等の変更承認に係る不適切な取扱いについて 平成30年度児童家庭支援を対した。 平成30年度児童家庭支援を対した。 平成30年度児童家庭支援を対した。 平成30年度児童家庭支援を対したのののででである。 で変更のででである。 で変しているのででである。 で変しているのでである。 で変しているのでである。 で変しているのでである。 で変しているのでである。 で変しているのでである。 で変さるのである。 で変さるのである。 で変さるのである。 でのののでである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でのののである。 でのののである。 でのののである。 でのののでである。 でのののでである。 でのののである。 でのののでは、 でののである。 でのののである。 でのののである。 でのののでは、 でのののである。 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのいる。 でのい。 でのいる。 でのい。 でのい。 でのののの。 でののの。 でのののの。 でののののののの。 でのののののののののの	補助事業者に対し、補助対象 事業内容を充分に理解し、変更 承認の申請が必要となった場合 は、適時適切に変更申請を行う よう後は、同様の事案が発生す ることのないよう、補助事業の 進捗状況の把握を定期的に行う よう職員へ注意喚起を行うとと もに、適時の変更承認申請を受 け、適正な事務の執行に努める。

補助金交付要綱等に基づき、変更申 請が適切に行われるよう補助事業者 への指導及び周知に努めるととも に、適正な事務の執行に努められた (注意事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について 委託料、工事請負費等契約を必要 奈良県会計規則等に基づき、 とする経費について、予算執行の統 遅滞なく支出負担行為を行うよ 制のための手続として支出負担行為 う職員に周知徹底を図った。 今後は、課内における事務処 を行うこととされている時期は、契 約を締結するときとされているが、 理状況の情報共有化等によりチ 令和元年度の委託契約について、支 エック体制を強化し、支出負担 出負担行為を行うこととされている 行為事務の適正な執行に努める とともに、実効性のある内部統 日から7か月以上遅延して支出負担 制の整備に取り組む。 行為を行っていた事例が1件(契約 額 1,308,000円) 認められた。 契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しな いものとされているが、上記の1件 では、支出負担行為と同様に契約書 の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組むべきである。 (指摘事項) くらし創造部 補助金等の交付決定等に係る不適切 青少年・社会 令和2年 活動推進課 8月18日 な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める 補助金等の交付決定は、県が交付申 請者に対して、補助事業等を行った 場合に一定金額の補助金等を交付す

る旨の意思決定である。令和元年度 において、交付決定に当たり、実際 に交付決定を行った日から3か月以 上遡った日付を交付決定日としてい た事例が1件(交付決定額2,756,1

60円) 認められた。

また、補助金等の交付決定につい て、予算執行の統制のための手続と して支出負担行為を行うこととされ ている時期は、交付決定をするとき とされているが、上記の1件では、 交付決定日としていた日付と同様に

奈良県補助金等交付規則、奈 良県会計規則等に基づき、支出 負担行為及び補助金等の交付決 定事務等の適正な執行に努める とともに、交付決定案件、交付 決定時期を一覧できるチェック リストを作成して進捗状況を的 確に管理するなど、各段階で実 効性のあるチェック体制を整備 し、適正な事務処理に努める。

		支出負担行為の日付を遡っていた。	
		今後は、同規則、奈良県会計規則	
		等に基づき、適正な事務の執行に努	
		めるとともに、決裁過程におけるチ	
		エック体制を整備するなど、実効性	
		のある内部統制の整備に取り組むべ	
		きである。 (指摘事項)	
スポーツ振興	令和2年	補助金等の交付決定等に係る不適切	
課	8月18日	本事務処理について	
杯	07101	奈良県補助金等交付規則に定める	 奈良県補助金等交付規則、奈
		補助金等の交付決定は、県が交付申	宗民宗補助金寺父竹焼則、宗 良県会計規則等に基づき、支出
		請者に対して、補助事業等を行った	負担行為及び補助金等の交付決
		場合に一定金額の補助金等を交付す	定事務等の適正な執行に努める
		る旨の意思決定である。令和元年度	とともに、交付決定案件、交付
		において、交付決定に当たり、実際	決定時期を一覧できるチェック
		に交付決定を行った日から1か月以	リストを作成して進捗状況を的
		上遡った日付を交付決定日としてい	確に管理するなど、各段階で実
		た事例が1件(交付決定額 3,000,	効性のあるチェック体制を整備
		000円) 認められた。そして、補助	し、適正な事務処理に努める。
		事業者等は、交付決定の内容及びこ	
		れに付された条件等に従い補助事業	
		等を行わなければならないこととさ	
		れているが、上記の1件では、県が	
		実際に交付決定を行った日よりも前	
		に補助対象事業であるスポーツキャ	
		ンプ・交流促進事業に着手していた。	
		また、補助金等の交付決定につい	
		て、予算執行の統制のための手続き	
		として支出負担行為を行うこととさ	
		れている時期は、交付決定をすると	
		きとされているが、上記の1件では、	
		交付決定日としていた日付と同様に	
		支出負担行為の日付を遡っていた。	
		今後は、同規則、奈良県会計規則	
		等に基づき、適正な事務の執行に努	
		めるとともに、決裁過程におけるチ	
		エック体制を整備するなど、実効性	
		のある内部統制の整備に取り組まれ	
		たい。 (注意事項)	
		会計書類の紛失について	
		平成30年度「第6回ツアー・オブ	会計書類の決裁過程等を記録
		・奈良・まほろば負担金」に係る精	し、書類の受渡し状況を把握す
		算手続の決裁過程で、保存期間が5	るなど、奈良県行政文書管理規
		年と定められている精算書、支出負	則に基づき、適切な文書管理に
		担行為決議書、交付申請書、実績報	努める。
		告書、負担金確定検査書等の会計書	
		類の紛失が認められた。	
		今後は、奈良県行政文書管理規則	
		に基づき、会計文書を適正に保管、	
		管理するよう努めるべきである。	
		(指摘事項)	
消費·生活安	令和2年	支出負担行為の遅延について	
全課	8月18日	委託料、工事請負費等契約を必要	 奈良県会計規則等に基づき、
土环	Гочтон	女叫付、工事明只負 守矢利を必安	

		とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約につって、支出負担行為を納額 74,368円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担ともに、奈良県会計規則等に基づき、対るとともに、禁止のあると、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	支出負担行為事務の適正な執行 に努めるとともに、契約案件、 契約時期を一覧できるチェック リストを作成して進捗状況を的 確に管理するなど、各段階で実 効性のあるチェック体制を整備 し、適正な事務処理に努める。
景観・環境政策課	令和2年5月25日	証紙取納生物にでは、 ないて、ご計入振って、、ご計入振っで、、ご計入振っで、、ご計入振っで、、では期金収の、会計であり、会が、のののでは、は、対した、は、対した、は、対した、は、対した、は、対した、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、担当係、総務担当係により確認し、決裁を経て、合議書類(会計局作成)により管理の徹底を図っている。
産業・雇用振興部地域産業課	令和2年 7月9日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、	今後、相手方に対し、契約書 作成についての注意喚起を引き 続き書面等により実施するとと もに、作成及び提出に期限を設 定し、速やかに契約書の作成・

令和元年度の委託契約について、支 出負担行為を行うこととされている 日から1か月以上遅延して支出負担 行為を行っていた事例が1件(契約 額1,410,048円)認められた。

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件 では、支出負担行為と同様に契約書 の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)

補助金等の交付決定等に係る不適切 な事務処理について

奈良県補助金等交付規則に定める 補助金等の交付決定は、県が交付申 請者に対して、補助事業等を行った 場合に一定金額の補助金等を交付す る旨の意思決定である。令和元年度 において、交付決定に当たり、交付 決定日としていた日付が事実と大幅 に相違していた事例が19件(交付 決定額合計 38,408,000円) 認めら れた。その態様の内訳は、実際に交 付決定を行った日から、①1か月以 上3か月未満遡った日付を交付決定 日としていた事例が7件、②3か月 以上遡った日付を交付決定日として いた事例が12件となっていた。そ して、補助事業者等は、交付決定の 内容及びこれに付された条件等に従 い補助事業等を行わなければならな いこととされているが、上記の19 件では、県が実際に交付決定を行っ た日よりも前に補助対象事業である 商談会・物産展示会に係る広報等の 事前準備に着手していた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の19件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡ってい

提出を求め、支出負担行為について適宜行うよう努める。

今後は書類のチェック人数を 増やし、補助申請書類の形式不 備是正等の手続きに係る時間を 削減し、速やかに決裁を開始で きるよう努める。

また、補助先である商工団体に対しても補助申請事務の適正化について理解を促すことで事務処理の円滑化を図り、再発防止に努める。

今後は、同規則、奈良県会計規則 等に基づき、適正な事務の執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチ エック体制を整備するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組むべ きである。 (指摘事項) 産業振興総合 令和2年 公有財産の有効活用について センター 3月24日 産業振興総合センターが産業会館 市町村や経済団体等と連携し (大和高田市) に設けているビジネ た募集情報の発信や、創業セミ ナー参加者へのチラシ配布な スインキュベーター施設は、令和元 年11月30日時点で9室中2室しか入 ど、きめ細やかな周知に努めて 居者がおらず、平成29年度までの5 いる。今年度から新たに県内1 年間においても利用実績は12室中 1箇所にあるデジタルサイネー ジや、テレビ・ラジオ・新聞を 2室を上回ることがなく、平成30年 度においても9室中3室の利用にと 利用した募集情報の告知を実 どまっている。産業振興総合センタ 施。施設利用の内容やメリット ーでは施設の稼働率向上に向けての 等についての積極的な周知に努 取組を行っているところであるが、 め、利用率の向上を図ってまい 依然として施設が十分に活用されて りたい。 いない状況となっている。 県有資産の有効活用の観点から、 施設の稼働率向上等に向けて引き続 きその対応策を検討されたい。 (意見事項) 土地建物貸付料の徴収過大について 県有財産賃貸借契約書に基づき徴 今後は、関係法令等に基づき、 収する土地建物貸付料について、令 所属における決裁過程でのチェ 和元年度分の貸付料の算定を誤った ック体制の強化を行うととも ため、徴収額が過大となっていたも に、複数の担当者よる書類確認 のが1件(徴収過大額 13,732円) を行い、適正な会計処理の徹底 認められた。 と再発防止に努める。 今後は、関係法令等に基づき適正 な会計処理の徹底に努めるととも に、決裁過程におけるチェック体制 を整備するなど、実効性のある内部 統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項) 資金前渡に係る不適切な事務処理に ついて 今後は、奈良県会計規則等に 資金前渡による支払に当たり、資 基づき、適正な事務の執行に努 金交付を受けた同日中に支払と精算 めるとともに、資金前渡等によ が完了していないものについては資 金の受払の発生順に資金前渡職員が る「受入日」「払出日」が到来 備えるべき現金出納簿に内容を記入 するたびに通帳記載を行い、現 しなければならないとされているの 金出納簿に確実に記載するとと に、令和元年度において、現金出納 もに、複数の担当者によるチェ 簿を作成していなかった。 ックを徹底し再発防止に努め また、平成30年度及び令和元年度 の公共料金の包括資金前渡による支 払に当たり、公共料金の支払専用の 振替口座ごとに作成することとされ

ている現金出納簿を作成していたものの、電話料金の支払について、記入漏れや記入誤りが少なくとも13件見受けられるなどしていて、このため、現金出納簿に記載していた残高が振替口座の残高と一致していたまた、精算金額を誤っていたり(4か月以上遅延していたものが1件)していて、前渡資金の精算を適時適正に行っていなかった。

さらに、所長による月例検査を行っていたとしているものの、上記の 事態を看過していた。

精算金額を誤っていたものについて速やかに是正を図るとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務執行に努めるべきである。 (指摘事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について

委託料、工事請負費等契約を必要 とする経費について、 制のための手続として支出負担行為 を行うこととされている時期は、が 令和元年度の委託契約等についれ担 の を行っていた事例が3件(対 る計 1,062,292円)認められた。 会計 1,062,292円)認められた。 会計 1,062,292円)認められた。 会計 1,062,292円)認められた。 の り設出負担行為を 行っていた事例が2件、 の 会計 2か月以上の事例が1件 となっていた。

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 1件(契約額990,000円)では、支 出負担行為と同様に契約書の作成を 遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 内部統制の整備に取り組むべきであ る。 (指摘事項)

		支出科目の誤りについて 令和元年度の業務委託契約について、経費の内容の主なものが物品の買い入れであることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、委託料で支出していた事例が1件(契約額 181,440円)認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出すべきである。 (指摘事項)	今後は、奈良県予算規則等に 基づき、所属におけるチェック 体制を強化し、複数の担当者に よる書類確認を行うとともに、 適正な執行と再発防止に努め る。
		内部統制の更なる強化・充実について 前回の監査において、内部統制の 強化・充実について注意事項とし、 改善を求めたところで取入事務し、回 監査において表事ないであるが、支理が 多数認の執行に当たっては、関係としまるがの執行に当たっては、関係とし、 東級の執行に当たってはまるとの表現則等に基づいけるのといけるのは、 もに、決裁し、対しまるとは、 制を強化を強し、厳正に対例を がある。 (指摘事項)	令和2年度の内部統制実施計画において重点項目として会計事務処理適正化を設定し、リスク回避実践チェックシートを徹底いた業務執行の意識付けを徹底するとともに、不適切な事案の再発を防止するため、リスク事案の情報共有、また担当者及び出納員のチェック体制を強化し、内部統制の整備に一層取り組む。
企業立地推議課	(生) 令和2年 7月9日	支出負担行為の遅延について 委出負担行為の遅延について 委託報費についての数でである。 委託経費にでいる時では、でするととされている時では、がっている時では、がっている時では、がっている時では、がっている時では、がっては、がったがでは、がったがでのでは、がいて、は、対して、は、対して、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は	今後は、奈良県会計規則等に 基づき、所属におけるチェック 体制を強化し、複数の担当者に よる書類確認とスケジュール管 理を行い、支出負担行為及び契 約書の作成事務等の適正な執行 と再発防止に努める。
雇用政策課	令和2年 7月9日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が2件(交付決定額合計2,244,788円)認められた。そして、補助事業者等は、交付	今後は、奈良県補助金等交付 規則、奈良県会計規則に基づき、 決裁過程において所属における チェック体制を強化すると共 に、補助金交付要綱の解釈につ いて担当者間での事務引継を確 実に行い、適正な事務の執行と 再発防止に努める。

農農	林 部		決定の内容を表すされたければ記の行うを表すされたければに行わるが、174,000円の相談でではない。1件ではないでは、174,000円の側ではないでは、174,000円の側では、174,000円の側がでは、1分割	
農				
	企画管理室	令和2年 7月30日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契執を必必 委託料、工事請負費等契執担任、工事請負債、工事請負債、不可力的人の 要求の行うに表しているのでのである。 を行うこととされるとは、がいてののでは、がいてのでは、がいてのでは、がいてのでは、がいているのでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	指摘を受けた内容について、 室内の職員へ周知を行った。再 発防止策として、部内で会計事 務研修会を開催し、知識の習得 及び意識の向上に努めた。また、 今後は、事業の進捗状況を複数 の職員で把握しながら、支出負 担行為事務の適正な執行に努め る。
	マーケティン グ課	令和2年 7月30日	支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について	
	Z B/IX	7, 0 0 1	委託料、工事請負費等契約を必必を必要を表表である。 要素的行うにしてする。 を行うにしている。 を行うには、が、いの負担に、が、ののでは、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	奈良県会計規則及び奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、複数名の職員における事務の進捗確認や決裁過程におけるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。

県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件 では、支出負担行為と同様に契約書 の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)

首都圏における食のアンテナショップの契約内容等の検討について

県産農産品の首都圏への需要拡大の情報発信を行うことを目的とした「食」のアンテナショップとして東京都港区に設置したレストラン「ときのもり」については、県が土地・建物の賃借料(19,440千円/年)を全額負担する一方、受託者が毎月のレストランの運営等による売上高の7%を負担金として県に支払うこととした運営業務委託契約を締結していた。

この負担金については、公募プロポーザル方式による受託者選定の際に、受託者が技術提案書に県への負担金として、年間売上高計画額の7%に相当する9,484,000円(事業の初年度)、10,965,000円(事業の2年度)と記載していたことから、県がこの負担金を収受することにより、上記の賃借料について実質的に県と受託者とで半分程度ずつ負担することを想定していた。

しかし、受託者は、契約期間(平成27年8月26日から令和2年3月31日)中に、年間売上高計画額を達成するには至らず、県が収受した負担金の額は、平成27年度1,184,058円、28年度4,089,628円(技術提案書の9,484,000円に対する割合43%)、29年度5,156,004円(同54%)、30年度6,042,488円(同64%)、令和元年度5,907,660円(同62%)となっていた。

当該レストランは、既に令和2年3 月末に閉店しており、今後は、令和 3年夏頃に「奈良まほろば館」と統 合・移転し、新たなレストラン運営 を行う予定としているが、これまで の売上目標未達成の原因分析や負担 新拠点の負担金については、 運営事業者に責任とインセンティブを持ってもらうため、近隣 類似施設の状況を踏まえ、売上 の5%に設定し、今後の売上実 績を鑑みて、2年後を目途に見 直しを検討することとしてい る。

新拠点の目標の一つである「本県の食の魅力発信」の効果測定のための指標を現在検討中であり、県と運営事業者が連携してPDCAサイクルをしっかりと回していく。

		金率設定等についての検証を行った	
		上で、今後の負担金の算定方法につ	
		いて、売上高の一定割合とする場合	
		には、受託者の提案内容の履行の確	
		保を図るために、県が最低限収受す	
		る負担金の額を併せて設定するな	
		ど、契約内容を検討する必要がある	
		と認められる。	
		また、県が県産食材のイメージア	
		ップ、ブランド力向上をめざすアン	
		テナショップとしての事業目標の達	
		成、事業効果の確保を図るために、	
		あらかじめ事業目標、効果測定指標	
		等を定めた上で、事業の評価を的確	
		に行い、PDCAサイクルを十分機	
		能させる必要があると認められる。	
		(意見事項)	
農業水産振興	令和2年	補助金等の額の確定に係る不適切な	
課	7月30日	事務処理について	
		奈良県補助金等交付規則に定める	補助金等に係る額の確定通知
		補助金等の額の確定は、県が報告書	等の進捗状況を把握できるチェ
		等の書類審査及び必要に応じて行う	ックシートを作成及び活用し、
		現地調査等により、補助金等の交付	常に複数の担当者がチェックで
		の決定の内容及びこれに付した条件	きる体制とすることで内部統制
		に補助事業者が実施した補助事業等	の整備に取り組む。また、適正
		の成果が適合したことを認め、交付	な会計事務の執行について関係
		すべき補助金等の額を確定する旨の	法令及び規則等について再度周
		意思決定である。令和元年度におい	知徹底を図り再発防止に努め
		て、実績報告書の提出を受けた日か	る。
		ら額の確定を通知するまでの期間が	
		3か月以上経過していた事例が1件	
		(交付決定額 4,415,000円) 認めら	
		れた。このため、補助事業者への支	
		払いも実績報告書を受け取った日か	
		ら、3か月以上経過していた。	
		今後は、同規則、奈良県会計規則	
		等に基づき、適正な事務の執行に努	
		めるとともに、決裁過程におけるチャル	
		ェック体制を整備するなど、実効性	
		のある内部統制の整備に取り組まれ	
<i>→</i>	A 5- 0 F	たい。(注意事項)	
畜産課	令和2年	支出負担行為及び契約書の作成の遅	
	7月30日	延について	人從 人 夕 嗷 早 12 村 1
		委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、各職員に対し、奈良
		とする経費について、予算執行の統	県会計規則、奈良県契約規則等
		制のための手続として支出負担行為	関係法令の周知を図るととも
		を行うこととされている時期は、契約な締結するよきなされているが	に、職員間での情報共有や書類
		約を締結するときとされているが、	確認を徹底するなど、決裁過程になけるチャック体制を強化す
		令和元年度の委託契約について、支出の担任を表を行ることとされている。	におけるチェック体制を強化することにより、実効性のなる内
		出負担行為を行うこととされている	ることにより、実効性のある内
		日から1か月以上3か月未満遅延してまりのおり	部統制の整備に取り組みなが
		て支出負担行為を行っていた事例が	ら、支出負担行為及び契約書作
		2件(契約額合計 1,160,568円)認められた。	成事務等の適正な執行と再発防 止に努める。
			1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1

また、業務開始日までに、当該契約に係る予算の再配当を受けていなかった。

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件 では、支出負担行為と同様に契約書 の作成が遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組まれたい。 (注意事項)

担い手・農地 マネジメント 課 令和2年 7月30日

支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 1件(契約額1,800,000円)では、 支出負担行為と同様に契約書の作成 を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組むべきである。 (指摘事項) 奈良県会計規則、奈良県契約 規則等に基づき、適正な時期に 支出負担行為及び契約書の作成 を行うよう課内周知するととも に、会計事務処理に係る管理表 等の活用による進捗管理を徹底 し、適正な事務の執行と再発防 止に努める。

補助金等の交付決定等に係る不適切 な事務処理について 奈良県会計規則、奈良県補助 奈良県補助金等交付規則に定める 金等交付規則等に基づき、適切 補助金等の交付決定は、県が交付申 請者に対して、補助事業等を行った な補助金交付決定等を行うよう 場合に一定金額の補助金等を交付す 課内周知するとともに、会計事 る旨の意思決定である。令和元年度 務処理に係る管理表等の活用に において、交付決定に当たり、実際 よる進捗管理を徹底し、適正な に交付決定を行った日から1か月以 事務の執行と再発防止に努め 上遡った日付を交付決定日としてい た事例が1件(当初交付決定額44, 909,000円) 認められた。そして、 補助事業者等は、交付決定の内容及 びこれに付された条件等に従い補助 事業等を行わなければならないこと とされているが、上記の1件では、 県が実際に交付決定を行った日より も前に補助対象事業である農地の管 理業務に着手していた。 また、補助金等の交付決定につい て、予算執行の統制のための手続き として支出負担行為を行うこととさ れている時期は、交付決定をすると きとされているが、上記の1件では、 交付決定日としていた日付と同様に 支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則 等に基づき、適正な事務の執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチ エック体制を整備するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組まれ (注意事項) たい。 農村振興課 令和2年 支出負担行為及び契約書の作成の遅 7月30日 延について 委託料、工事請負費等契約を必要 注意を受けた内容について、 とする経費について、予算執行の統 全職員に周知を行うとともに、 制のための手続として支出負担行為 事務進捗の確認について、複数 を行うこととされている時期は、契 の係で実施することを徹底し 約を締結するときとされているが、 た。また、企画管理室主催の研 令和元年度の委託契約について、支 修へ積極的に参加させ、各職員 出負担行為を行うこととされている の知識の定着を図った。 日から1か月以上3か月未満遅延し 今後は、奈良県会計規則、奈 て支出負担行為を行っていた事例が 良県契約規則等に基づき、適正 2件(契約額合計 459,000円) 認め な執行に努める。 られた。 契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しな

の作成を遅延していた。

いものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書

	今後は、奈	良県会計規則、奈良県	.
		基づき、支出負担行為	
		作成事務等の適正な執	
		ともに、決裁過程にお	
		体制を整備するなど、	,
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	内部統制の整備に取り	
	組まれたい。		
林業振興課 令和 :		付決定等に係る不適切)
7月:	29日 ┃な事務処理に		
	奈良県補助	金等交付規則に定める	相手方に対し、事業の着手に
	補助金等の交	:付決定は、県が交付申	関し、実施時期等を注意喚起す
	請者に対して	、補助事業等を行った	るとともに、補助金交付申請書
	場合に一定金	:額の補助金等を交付す	類の作成及び提出について期限
	る旨の意思決	:定である。令和元年度	を設定し、速やかに補助金交付
	において、交	付決定に当たり、実際	申請書類の作成提出を求め、支
		行った目から1か月じ	
		i溯った日付を交付決定	
		事例が6件(交付決定	
	· ·	3,000円) 認められた。	-
		,000円) 配められた。 事業者等は、交付決定	+
		れに付された条件等に	
		等を行わなければなら	
		れているが、上記のう	
		決定額合計 4,090,000	
		が実際に交付決定を行	
	った日よりも	前に補助対象事業であ	
	る木材搬出用	機械の借受等に着手し	
	ていた。		
	また、補助	金等の交付決定につい	N
	て、予算執行	の統制のための手続き	
	として支出負	担行為を行うこととさ	
	れている時期	は、交付決定をすると	
		るが、上記の6件では、	
	C C C .,	していた目付と同様に	
		の日付を遡っていた。	
		規則、奈良県会計規則	1
	,	成則、宗及宗云司成則 適正な事務の執行に努	·
	· ·		
		、決裁過程におけるチャル	
		整備するなど、実効性	
		制の整備に取り組まれ	
	たい。	(注意事項)	
奈良の木ブラ 令和:		事務に係る審査等の体	
ンド課 7月:	29日 制のあり方に	ついて	
	県の担当課	室が補助事業者等であ	実行委員会負担金の適切な審
	る実行委員会	:等の事務局を兼ねてレ	査を確保するため、令和2年度
	る場合、利益	相反のおそれがあるた	より負担金の交付事務担当職員
		人然の六日車数にぼり	と実行委員会の事務職員と別に
	め、当該補助	金寺の父刊事務に除る	
		金等の交付事務に係る 当職員を、実行委員会	
	責任者及び担	当職員を、実行委員会	し、適切な事務執行に努めてい
	責任者及び担 等の事務局長	当職員を、実行委員会 及び事務局員と別の者	し、適切な事務執行に努めている。
	責任者及び担 等の事務局長 にする等、よ	当職員を、実行委員会 及び事務局員と別の者 り透明性の高い審査体	し、適切な事務執行に努めている。
	責任者及び担 等の事務局長 にする等、よ 制とするよう	当職員を、実行委員会 及び事務局員と別の者 り透明性の高い審査体 努めることとされてい	: し、適切な事務執行に努めてい · る。 :
	責任者及び担 等の事務局長 にする等、よ 制とするよう るが、令和元	当職員を、実行委員会 及び事務局員と別の者 り透明性の高い審査体 努めることとされてい 年度「奈良の木づかい	し、適切な事務執行に努めている。
	責任者及び担 等の事務局長 にする等、よ 制とするよう るが、令和元 運動」実行委	当職員を、実行委員会 及び事務局員と別の者 り透明性の高い審査体 努めることとされてい	し、適切な事務執行に努めている。

	1		
		職員を、当該負担金の交付申請や交	
		付対象事業を行う同実行委員会の事	
		務局員と兼務させ別の者にしていな かった。	
		かった。 今後、負担金の交付事務の執行に	
		当たっては、交付事務担当職員を同	
		実行委員会の事務職員と別の者にす	
		るなど、負担金の適切な審査の確保	
		が図られるよう、審査等の体制を整	
		備されたい。 (意見事項)	
森林整備課	令和2年	支出負担行為の遅延について	
	7月29日	委託料、工事請負費等契約を必要	長期継続契約の支出負担行為
		とする経費について、予算執行の統	等を行う際に、確認書類として、
		制のための手続として支出負担行為	「契約締結権限等の委任及び支
		を行うこととされている時期は、契	出負担行為等の手続に係る事務
		杓を柿梢りるとさとされているが、 令和元年度の賃貸借契約について、	処理の整理区分表」添付や、契 約・支出事務における合議の有
		支出負担行為を行うこととされてい	無を確認できるチェックシート
		る日から1か月以上3か月未満遅延	の作成などのチェック体制を整
		して支出負担行為を行っていた事例	え、適切な執行と再発防止に努
		が 2 件 (契約額合計 6,629,040円)	めている。
		認められた。	
		今後は、奈良県会計規則等に基づ	
		き、支出負担行為事務の適正な執行	
		に努めるとともに、決裁過程におけ	
		るチェック体制を整備するなど、実	
		効性のある内部統制の整備に取り組 まれたい。 (注意事項)	
		(任息事項)	
		 負担金の交付事務に係る審査等の体	
		制のあり方について	
		県の担当課室が補助事業者等であ	今年度より、補助金等の交付
		る実行委員会等の事務局を兼ねてい	
		る場合、利益相反のおそれがあるた	と、実行委員会等の事務局長及
		め、当該補助金等の交付事務に係る	び担当事務局員を別の者にし、
		責任者及び担当職員を、実行委員会	適切な審査を行えるように体制
		等の事務局長及び事務局員と別の者 にする等、より透明性の高い審査体	を整備した。
		制とするよう努めることとされてい	
		るが、令和元年度ポスト「全国豊か	
		な海づくり」イベント実行委員会へ	
		の負担金については、負担金の交付	
		事務を担当する職員を、当該負担金	
		の交付申請や交付対象事業を行う同	
		実行委員会の事務局員と兼務させ別	
		の者にしていなかった。	
		今後、負担金の交付事務の執行に	
		当たっては、交付事務担当職員を同実行委員会の事務職員と別の者にす	
		夫们安員芸の事務職員と別の有に9 るなど、負担金の適切な審査の確保	
		が図られるよう、審査等の体制を整	
		備されたい。 (意見事項)	
県土マネジメント部			
	4		

建設業・契約管	令和2年	支出負担行為及び契約書の作成の遅	i i
理課	7月16日	文田負担11 点及い実利者の作成の建 延について	
全 脉	171101	委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、奈良県会計規則等に
		とする経費について、予算執行の統	基づき、事業の進捗管理と支出
		制のための手続として支出負担行為	負担行為を行う時期の把握を行
		を行うこととされている時期は、契	う。特に年度当初の支出負担行
		約を締結するときとされているが、	為については、遅延等を防ぐた
		令和元年度の使用料及び賃借料につ	め、年度当初要処理業務一覧に
		いて、支出負担行為を行うこととさ	業務内容、処理時期等を明記し
		れている日から7か月以上遅延して	係単位で共通認識を持つととも
		支出負担行為を行っていた事例が1	に、複数のチェック体制による
		件(契約額 4,485,394円)認められ	管理を行い、適正な事務の執行
		た。	と再発防止に努める。
		契約の締結をしようとするときは	
		奈良県契約規則第18条(契約書の	
		省略)に該当する場合を除き遅滞な	
		く契約書を作成しなければならず、	
		県及び相手方の双方が契約書に記名	
		押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件	
		では、支出負担行為と同様に契約書	
		の作成を遅延していた。	
		今後は、奈良県会計規則、奈良県	
		契約規則等に基づき、支出負担行為	
		及び契約書の作成事務等の適正な執	
		行に努めるとともに、決裁過程にお	
		けるチェック体制を整備するなど、	
		実効性のある内部統制の整備に取り	
		組むべきである。 (指摘事項)	
道路建設課	令和2年	支出負担行為及び契約書の作成の遅	
	7月17日	延について	Ar. are eller a sustant
		委託料、工事請負費等契約を必要	令和2年7月から、設計書の
		とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為	
		前のための手続として文田負担17点	「入札公告依頼」「設計図書閲 覧」「開札日」「契約日」等を一
		約を締結するときとされているが、	覧」「開作日」「笑が日」等を 覧管理できる「発注計画一覧表
		令和元年度の委託契約等について、	」を工事、委託業務ごとに作成し
		支出負担行為を行うこととされてい	し管理職、係長、係員で共有で
		る日から1か月以上3か月未満遅延	きるようにした。
		して支出負担行為を行っていた事例	また管理職、係長が定期的に
		が 2 件(契約額等合計 204,812,240	リストをチェックすることによ
		円)認められた。	り支出負担行為をはじめ各手続
		契約の締結をしようとするときは	の遅延根絶に努めている。
		奈良県契約規則第18条(契約書の	
		省略)に該当する場合を除き遅滞な	
		省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、	
		省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名	
		省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しな	
		省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち	
		省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 1件(契約額 91,839,000円)では、	
		省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 1件(契約額 91,839,000円)では、 支出負担行為と同様に契約書の作成	
		省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 1件(契約額 91,839,000円)では、 支出負担行為と同様に契約書の作成 を遅延していた。	
		省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 1件(契約額 91,839,000円)では、 支出負担行為と同様に契約書の作成	

		及び契約書の作成事務等の適正な執	
		行に努めるとともに、決裁過程にお	
		けるチェック体制を整備するなど、	
		実効性のある内部統制の整備に取り	
		組まれたい。 (注意事項)	
道路管理課	令和2年	支出負担行為及び契約書の作成の遅	
但如日在床	7月17日	延について	
		委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、奈良県会計規則等に
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		とする経費について、予算執行の統	基づき、所属におけるチェック
		制のための手続として支出負担行為	体制を強化し、複数の担当者に
		を行うこととされている時期は、契	よる書類確認と管理職員による
		約を締結するときとされているが、	業務の進捗管理を行い、支出負
		令和元年度の委託契約について、支	担行為及び契約書の作成事務等
		出負担行為を行うこととされている	の適正な執行と再発防止に努め
		日から1か月以上3か月未満遅延し	る。
		て支出負担行為を行っていた事例が	
		3件(契約額等合計 134,602,776円	
)認められた。	
		契約の締結をしようとするときは	
		奈良県契約規則第18条(契約書の	
		省略)に該当する場合を除き遅滞な	
		く契約書を作成しなければならず、	
		県及び相手方の双方が契約書に記名	
		押印しなければ当該契約は確定しな	
		いものとされているが、上記のうち	
		1件(契約額 15,188,060円)では、	
		支出負担行為と同様に契約書の作成	
		を遅延していた。	
		今後は、奈良県会計規則、奈良県	
		契約規則等に基づき、支出負担行為	
		及び契約書の作成事務等の適正な執	
		行に努めるとともに、決裁過程にお	
		けるチェック体制を整備するなど、	
		実効性のある内部統制の整備に取り	
		組まれたい。 (注意事項)	
河川課	令和2年	支出負担行為及び契約書の作成の遅	
	7月16日	延について	
		委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、奈良県会計規則等に
		とする経費について、予算執行の統	基づき、事業の進捗管理と適正
		制のための手続として支出負担行為	な時期での支出負担行為及び契
		を行うこととされている時期は、契	約書の作成を行う。特に年度当
		約を締結するときとされているが、	初については、遅延等を防ぐた
		令和元年度の委託契約について、支	め、年度当初要処理業務一覧に
		出負担行為を行うこととされている	業務内容、処理時期等を明記し
		日から1か月以上遅延して支出負担	係単位で共通認識を持つととも
		行為を行っていた事例が1件(契約	に、複数のチェック体制による
		額 2,223,288円) 認められた。	管理を行い、適正な事務の執行
		契約の締結をしようとするときは	と再発防止に努める。
		奈良県契約規則第18条(契約書の	C117回列亚(C27 か.つ。
		省略)に該当する場合を除き遅滞な	
		有畸)に該当りる場合を除さ遅伸な く契約書を作成しなければならず、	
		人类が青を作成しなりればならり、 県及び相手方の双方が契約書に記名	
		押印しなければ当該契約は確定しないよのよされているが、トヨの1件	
		いものとされているが、上記の1件	

では、支出負担行為と同様に契約書 の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組まれたい。 (注意事項) 砂防・災害対 令和2年 委託料及び賃借料の過年度支出につ 策課 7月16日 いて 地方自治法において、各会計年度 今後は会計年度独立の原則を における歳出は、その年度の歳入を 課内で改めて共通認識とした上 もって、これに充てなければならな で、支出事務処理については、 いとされているが、平成30年度の土 データのリスト化による一元的 砂災害警戒区域等情報システムに係 な管理や請求書類を一冊のファ イルに集約することで、課内で る保守業務委託料(1件 73,872円 の情報共有化を図り、支払い手)及びWebサーバー賃貸借料(1件 19,000円) について、業務が完了し、 続きの遺漏や遅延等の再発防止 請求書が平成30年度中に提出されて に努める。 いたのに、これに係る支出事務を失 念したため、令和元年7月に令和元 年度予算から支出していて、過年度 支出となっていた。 今後は、同法に規定されている上 記の会計年度独立の原則に基づき適 正な事務処理に努めるとともに、複 数職員による確認を十分に行うな ど、内部のチェック体制の整備等を 図られたい。 (注意事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について 委託料、工事請負費等契約を必要 支出負担行為及び契約書の作 とする経費について、予算執行の統 成においては、各土木事務所か 制のための手続として支出負担行為 らの進達に基づく本課契約が大 を行うこととされている時期は、契 半であるため、今後は各土木事 約を締結するときとされているが、 務所との連絡調整を密にし、支 令和元年度の工事請負契約等につい 出負担行為及び契約書の作成事 務の対象案件はデータで一元的 て、支出負担行為を行うこととされ ている日から1か月以上3か月未満 に管理し、課内の複数の職員に 遅延して支出負担行為を行っていた よるチェック体制を構築するこ 事例が6件(契約額等合計 445,591 とで、奈良県会計規則等に則っ ,692円) 認められた。 た適正な事務執行と遅延の再発 契約の締結をしようとするときは 防止に努める。 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略) に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しな いものとされているが、上記のうち 1件(契約額 669,900円)では、支 出負担行為と同様に契約書の作成を

遅延していた。

1			△@戸	
			今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為	
			及び契約書の作成事務等の適正な執	
			行に努めるとともに、決裁過程にお	
			けるチェック体制を整備するなど、	
			実効性のある内部統制の整備に取り	
			組まれたい。 (注意事項)	
	下水道課	令和2年	支出負担行為の遅延について	
	1 11 12 11	7月16日	委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、奈良県流域下水道事
		, ,	とする経費について、予算執行の統	業会計規則等に基づき、所属に
			制のための手続として支出負担行為	おけるチェック体制を強化し、
			を行うこととされている時期は、契	複数職員による情報共有、書類
			約を締結するときとされているが、	確認及びスケジュール管理を行
			令和元年度の広告契約について、支	い、支出負担行為事務の適正な
			出負担行為を行うこととされている	執行と再発防止に努める。
			日から1か月以上遅延して支出負担	
			行為を行っていた事例が1件(契約	
			額 11,000円) 認められた。	
			今後は、奈良県会計規則等に基づ	
			き、支出負担行為事務の適正な執行	
			に努めるとともに、決裁過程におけ	
			るチェック体制を整備するなど、実	
			効性のある内部統制の整備に取り組 まれたい。 (注意事項)	
+	 ちづくり推進局		まれた(で、 (住息事項)	
6	りつく列配延用			
	建築安全推進	令和2年	補助金等の交付決定等に係る不適切	
	課	8月4日	な事務処理について	
		, ,	奈良県補助金等交付規則に定める	再発を防止するため、今回の
			補助金等の交付決定は、県が交付申	不適切な事務執行に関して課内
			請者に対して、補助事業等を行った	で情報共有を行い、決裁過程に
			場合に一定金額の補助金等を交付す	おいて回議を受けた課員全員が
			る旨の意思決定である。令和元年度	各自で内容を精査するよう周知
			において、交付決定に当たり、実際	し、多重チェックが有効に機能
			に交付決定を行った日から1か月以	するよう体制を整えた。また、
			上遡った日付を交付決定日としてい	繁忙期の事務処理の平準化を図
			た事例が1件(交付決定額 5,650,0	るため3月に交付申請事前審査
			00円) 認められた。そして、補助事	の実施を行うことで4月に入っ
			業者等は、交付決定の内容及びこれ	て速やかに交付決定の手続きを
			に付された条件等に従い補助事業等	行えるよう事務を改善する。 今後は、奈良県補助金等交付
			を行わなければならないこととされ ているが、上記の1件では、県が実	学後は、奈良県補助金等父付 規則、奈良県会計規則等の遵守
			際に交付決定を行った日よりも前に	成則、宗良宗云訂規則寺の遵守 と適正な事務の執行に努める。
			本件の補助対象となる補助事業者が	こ週上はず物ツ形[1]に分りる。
			間接補助事業者の行う間接補助事業	
			について交付決定を行っていた。	
			また、補助金等の交付決定につい	
			て、予算執行の統制のための手続き	
			として支出負担行為を行うこととさ	
			れている時期は、交付決定をすると	
			きとされているが、上記の1件では、	
			交付決定日としていた日付と同様に	
			支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則	

会計局	令和 2 年 8 月 1 7 日	等に基づき、適正な事務の執行に努かるとともに、決裁過など、実組でなりない。 (注意事項) 会計書類の管理について スポーツを関連について スポーツを関連について スポーツを関連について スポーツを関連について 本成30年度「第6回担金」を存事があずり、またのののでででは、場合では、は、またのののでは、は、またのののでは、は、またのののでは、は、またのののでは、は、またののでは、は、またのののでは、は、またのののでは、ない、のののでは、ない、のののでは、ない、のののでは、ない、のののでは、ない、ののののでは、ない、のののでは、ない、のののでは、ない、のののでは、ない、のののでは、ない、のののでは、は、ない、のののでは、ない、のののでは、ない、のののでは、ない、ののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	今回の事業を踏まえ、一方の事業を踏ま業、では、 一方の事業を踏ま業をでする。 一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、 一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、 一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、 一方のでは、一方のでは、一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 ででは、 一方の
議会事務局	令和2年8月17日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要 を対る経費について、予算執行行為 をする経費について支出負担行為 を行うこととされている時期は、が、 令和元年度の備品購入契約につって がて、支出負担行為を納品後に行っる時間 がて、支出負担行為を納品後に行っの でいた事例が1件(契約額 29,095円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づ き、支出負担を整備するなど、 き、支出負担を整備するなど、 のきためるとともに、決裁過程により を発するとともに、決裁過程により を対して、 を対して、 を対して、 ののののである。 (指摘事項)	今後は、奈良県会計規則等に 基づき、計画的に物品等の購入 を行うとともに、支出負担行為 作成事務等の適正な執行を行う ため、係単位での認識の共有及 び複数のチェック体制により管 理を行うなど、適正な事務の執 行に努める。
教育委員会企画管理室	令和2年 8月25日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、交付決定日としていた日付が事実と大幅に相違していた事例が4件(交付決	今後は、奈良県補助金等交付 規則、奈良県会計規則等に基づ き、交付決定等の事務処理を計 画的に行うとともに、複数の職 員によるスケジュール管理を行 うなど、所属におけるチェック 体制を強化し、適正な事務の執 行と再発防止に努める。

定額合計 600,000円) 認められた。 その熊様の内訳は、実際に交付決定 を行った日から、①2か月以上遡っ た日付を交付決定日としていた事例 が1件、②3か月以上遡った日付を 交付決定日としていた事例が3件と なっていた。そして、補助事業者等 は、交付決定の内容及びこれに付さ れた条件等に従い補助事業等を行わ なければならないこととされている が、上記のうち3件(交付決定額合 計 450,000円) では、県が実際に交 付決定を行った日よりも前に補助対 象事業である研修会等を開催し、講 師への謝金を支出する等の事業に着 手していた。

また、補助金等の交付決定額について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の4件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則 等に基づき、適正な事務の執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチ エック体制を整備するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組むべ きである。 (指摘事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額19,140,000円)認められた。

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件 では、支出負担行為と同様に契約書 の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為

今後は、関係法令、奈良県会 計規則、奈良県契約規則等に基 づき、複数の担当者による書類 確認とスケジュール管理を行う など、所属におけるチェック体 制を強化し、支出負担行為及び 契約書の作成事務等の適正な執 行と再発防止に努める。

		及び契約書の作成事務等の適正な執	
		行に努めるとともに、決裁過程にお	
		けるチェック体制を整備するなど、	
		内部統制の整備に取り組まれたい。	
		(注意事項)	
教育政策推進	令和2年	支出負担行為の遅延について	
課	8月25日	委託料、工事請負費等契約を必要	- 今後は、関係法令、奈良県会
H/K	07,20 д	とする経費について、予算執行の統	計規則、奈良県契約規則等に基
		制のための手続として支出負担行為	一づき、複数の担当者による書類
		かんめの子杭として文山貞担行為 を行うこととされている時期は、契	で、後数の担当有による音類 確認とスケジュール管理を行う
		約を締結するときとされているが、	など、所属におけるチェック体
		令和元年度の備品購入契約につい	はこ、別属におけるアエック体 制を強化し、支出負担行為及び
		て、支出負担行為を納品後に行って	契約書の作成事務等の適正な執
		いた事例が1件(契約額 547,250円	行と再発防止に努める。
)認められた。	
		今後は、奈良県会計規則等に基づ	
		き、支出負担行為事務の適正な執行	
		に努めるとともに、決裁過程におけ	
		るチェック体制を整備するなど、実	
		効性のある内部統制の整備に取り組	
W. I. I. I. I. I.	A = 1.1	むべきである。 (指摘事項)	
学校支援課	令和2年	支出負担行為及び契約書の作成の遅	
	8月25日	延について	
		委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、関係法令、奈良県会
		とする経費について、予算執行の統	計規則、奈良県契約規則等に基
		制のための手続として支出負担行為	づき、複数の担当者による書類
		を行うこととされている時期は、契	確認とスケジュール管理を行う
		約を締結するときとされているが、	など、所属におけるチェック体
		令和元年度の委託契約等について、	制を強化し、支出負担行為及び
		支出負担行為を行うこととされてい	契約書の作成事務等の適正な執
		る日から大幅に遅延して支出負担行	行と再発防止に努める。
		為を行っていた事例が5件(契約額	
		等合計 57,771,904円) 認められた。	
		その態様の内訳は、①支出負担行為	
		を業務完了後に行っていた事例が1	
		件、業務完了前であるが支出負担行	
		為の遅延期間が、②1か月以上3か	
		月未満の事例が3件、③9か月以上	
		の事例が1件となっていた。	
		契約の締結をしようとするときは	
		奈良県契約規則第18条(契約書の	
		省略)に該当する場合を除き遅滞な	
		く契約書を作成しなければならず、	
		県及び相手方の双方が契約書に記名	
		押印しなければ当該契約は確定しな	
		いものとされているが、上記のうち	
		2件(契約額合計 54,982,800円)	
		では、支出負担行為と同様に契約書	
		の作成を遅延していた。	
		今後は、奈良県会計規則、奈良県	
		契約規則等に基づき、支出負担行為	
		及び契約書の作成事務等の適正な執	
		行に努めるとともに、決裁過程にお	
		けるチェック体制を整備するなど、	
	I	「ツェント」、正明で正備しる。また、	I

		実効性のある内部統制の整備に取り	
		組むべきである。 (指摘事項)	
教職員課	令和2年	支出負担行為及び契約書の作成の遅	
17.1945 PK	8月25日	延について	
	07,204	委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、関係法令、奈良県会
		とする経費について、予算執行の統	計規則、奈良県契約規則等に基
		制のための手続として支出負担行為	づき、複数の担当者による書類
		を行うこととされている時期は、契	確認とスケジュール管理を行う
		約を締結するときとされているが、	など、所属におけるチェック体
		令和元年度の委託契約等について、	制を強化し、支出負担行為及び
		支出負担行為を行うこととされてい	契約書の作成事務等の適正な報
		る日から1か月以上3か月未満遅延	行と再発防止に努める。
		して支出負担行為を行っていた事例	
		が 2 件 (契約額等合計 2,075,268円	
)認められた。	
		契約の締結をしようとするときは	
		奈良県契約規則第18条(契約書の	
		省略)に該当する場合を除き遅滞な	
		く契約書を作成しなければならず、	
		県及び相手方の双方が契約書に記名	
		押印しなければ当該契約は確定しな	
		いものとされているが、上記のうち	
		1件(契約額 1,962,000円)では、	
		支出負担行為と同様に契約書の作成	
		を遅延していた。	
		今後は、奈良県会計規則、奈良県	
		契約規則等に基づき、支出負担行為	
		及び契約書の作成事務等の適正な執	
		行に努めるとともに、決裁過程にお	
		けるチェック体制を整備するなど、	
		実効性のある内部統制の整備に取り	
产************************************	△和 o 左		
学校教育課	令和2年	補助金等の交付決定等及び額の確定	
	8月25日	に係る不適切な事務処理について	
		奈良県補助金等交付規則に定める	今後は、奈良県補助金等交付
		補助金等の交付決定は、県が交付申	規則、奈良県会計規則等に基づ
		請者に対して、補助事業等を行った	き、交付決定や額の確定等の事
		場合に一定金額の補助金等を交付す	務処理を計画的に行うととす
		る旨の意思決定である。令和元年度	に、複数の職員によるスケジュ
		において、交付決定に当たり、実際	ール管理を行うなど、所属にお
		に交付決定を行った日から1か月以	けるチェック体制を強化し、道
		上3か月未満遡った日付を交付決定	正な事務の執行と再発防止に
		日としていた事例が4件(交付決定	める。
		額合計 7,556,000円) 認められた。	
		1 強信 計 (, 550, 000 日) 前後の りょした。	
		そして、補助事業者等は、交付決定	
		そして、補助事業者等は、交付決定 の内容及びこれに付された条件等に	
		そして、補助事業者等は、交付決定 の内容及びこれに付された条件等に 従い補助事業等を行わなければなら	
		そして、補助事業者等は、交付決定 の内容及びこれに付された条件等に	
		そして、補助事業者等は、交付決定 の内容及びこれに付された条件等に 従い補助事業等を行わなければなら	
		そして、補助事業者等は、交付決定 の内容及びこれに付された条件等に 従い補助事業等を行わなければなら ないこととされているが、上記の4	
		そして、補助事業者等は、交付決定 の内容及びこれに付された条件等に 従い補助事業等を行わなければなら ないこととされているが、上記の4 件では、県が実際に交付決定を行っ	
		そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の4件では、県が実際に交付決定を行った日よりも前に補助対象事業である運行委託契約等の事業に着手してい	
		そして、補助事業者等は、交付決定 の内容及びこれに付された条件等に 従い補助事業等を行わなければなら ないこととされているが、上記の4 件では、県が実際に交付決定を行っ た日よりも前に補助対象事業である	

として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の4件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則 等に基づき、適正な事務の執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組まれ たい。 (注意事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しな いものとされているが、上記のうち 4件(契約額合計 1,299,200円)で は、支出負担行為と同様に契約書の 作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県

今後は、関係法令、奈良県会 計規則、奈良県契約規則等に基 づき、複数の担当者間の情報共 有を徹底するとともに、所属に おけるスケジュール管理体制の 強化を図り、支出負担行為及び 契約書の作成事務等の適正な執 行と再発防止に努める。

人権・地域教育課	令和2年8月25日	契為教おける語とは、明治の主に、大学のでは、大学のでは、明治のは、明治のでは、明治のは、明治のでは、明治のでは、明治のでは、明治のでは、明治のでは、明治のは、明治のは、明治のは、明治のは、明治のは、明治のは、明治のは、明治の	今後は、契約書に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、歳入調定等の適正な執行と再発防止に努める。
		補助な事務良いでは、 一様の 一様の 一様の 一様の 一様の 一様の 一様の 一様の	今後は、奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、良県会計規則等に基づきる書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属に、補助金の交付決定並び強化し、負担行為事務等の適正な執行と再発防止に努める。

では、交付決定日としていた日付と 同様に支出負担行為の日付を溯って いた。

今後は、同規則、奈良県会計規則 等に基づき、適正な事務の執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチ エック体制を整備するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組まれ (注意事項) たい。

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要 とする経費について、予算執行の統 制のための手続として支出負担行為 を行うこととされている時期は、契 約を締結するときとされているが、 令和元年度の備品購入契約につい て、支出負担行為を納品後に行って いた事例が1件(契約額 19,008円) 認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づ き、支出負担行為事務の適正な執行 に努めるとともに、決裁過程におけ るチェック体制を整備するなど、実 効性のある内部統制の整備に取り組 むべきである。 (指摘事項)

今後は、関係法令、奈良県会 計規則、奈良県契約規則等に基 づき、複数の担当者による書類 確認とスケジュール管理を行う など、所属におけるチェック体 制を強化し、支出負担行為事務 等の適正な執行と再発防止に努 める。

保健体育課

令和2年 8月25日

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要 とする経費について、予算執行の統 制のための手続として支出負担行為 を行うこととされている時期は、契 約を締結するときとされているが、 令和元年度の委託契約について、支 出負担行為を行うこととされている 日から1か月以上3か月未満遅延し て支出負担行為を行っていた事例が 3件(支出負担行為額等合計 29,82 8,000円) 認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づ き、支出負担行為事務の適正な執行 に努めるとともに、決裁過程におけ るチェック体制を整備するなど、実 効性のある内部統制の整備に取り組 まれたい。 (注意事項)

補助金等の交付決定等に係る不適切 な事務処理について

奈良県補助金等交付規則に定める 補助金等の交付決定は、県が交付申 請者に対して、補助事業等を行った 場合に一定金額の補助金等を交付す る旨の意思決定である。令和元年度 において、交付決定に当たり、実際 に交付決定を行った日から1か月以 | ク体制を強化し、適正な事務執

今後は、関係法令、奈良県会 計規則、奈良県契約規則等に基 づき、複数の担当者による書類 確認とスケジュール管理を行う など、所属におけるチェック体 制を強化し、支出負担行為及び 契約書の作成事務等の適正な執 行と再発防止に努める。

今後、補助金交付事務につい ては、関係法令、奈良県補助金 等交付規則、奈良県会計規則等 に基づき、複数の担当者による 書類確認とスケジュール管理を 行うなど、所属におけるチェッ

	教育研究所	令和2年 4月15日	上3か月た。定に で とれきさと、に	行が行えるよう努める。 今後は、、 奈良県契約規則及び 熱に基づきが、 奈良県契約正なのが、 がのののでは、かいなののでが、 を通知れ行に解析ののでが、 を経過の執行を行うが、を超えないが、 を経過の執行を行うには、 がいるがのでが、 を経過の執行をでいるが、 といるが、 をでいるが、 をでいるが、 をでいるが、 といるが、 をでいるが、 をでいるが、 をでいるが、 とい
			通知に基づき、適正な契約事務の執 行に努められたい。 (注意事項)	で作品でする。
警	察 本 部			
	警察本部	令和2年 7月31日	運転免許の受験資格の欠格期間を誤 教示したことによる損害賠償の発生 について 平成30年2月に運転免許課におい て、選転免許の受験資格の欠格期間 を設教示し、相手方に損害が発生した。令和2年3月の議会の裁出したとて656,328円の賠償金を支出していた事案が認められた。 今後は、運転免許の受験資格の欠格期間を教示する際に、慎重な確認を行った上で教示する等、再発防止に努めるべきである。(指摘事項)	発覚後は、受験資格調査票の 様式を変更した。また、受験資 格についての回答は、関係書類 を複数の係で確認することによ り、所属におけるチェック体制 を強化し、再発防止に努めてい る。

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監	査	結	果	措置の内容
地域振興部						
万葉文化館	令和2年8月6日	と制を約令支る為合そをた支月3た 奈省く県押い3でのすの行を和出日を計の業事出以か。契良略契及印も件は作るたう締元負か行 1態務例負上月 約県)約びしの(、成経めこ結年担らっ2,様完が担3以 の契に書相なと契支を費のとす度行为で4の丁2代か上 終終該を手にさ解出過	「「そう」」ででは、70~2分)に、おりなどですが、ちばずでです。「これでは、10~2分では、10~2分では、10~~2~~2~~2~~2~~2~~2~~2~~2~~2~~2~~2~~2~~2	負てしてと契う延例円、納務延のが「よ1場な方該る「為ハ会き事に費、ていさ約こしが)①品完期事1「う8合けが契が2とた計、務、等予支るれ等とて5認支後了間例件」と条をれ契約、0同。規支等決契算出時てにと支件め出に前ががと「す(除ば約は上8様」則出の裁	約執負期いつさ出(ら負行で、2な る契きな書確記9に 、負適過を行担はるいれ負契れ担っあ②件っ と約遅らに定の80契 奈担正程必の行、がてて担約た行てる1、て き書滞ず記しう円約 良行なに要統為契、、い行額。為いがか③い はのな、名なち)書 県為執お	奈良県会計規則、奈良県契約 病員担適とで成事を見担適契約 大田のではというではというでは、 大田のでは、では、 大田のでは、 、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは、 大田のでは
		実効性のあ 組むべきて	ぎある。	(指	摘事項)	
民俗博物館	令和2年 3月11日	支出を約令支る延例の行を和出日しが4月が経めこ結年担ら支件)が504円のである。	工に続きとうで、 事がとれき貸行ります。 は、これまでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	- 負てしてと借う以為担費、ていさ契こ上を行等予支るれ約と3行為契算出時でにとかっ額	約、執負期いつさ月で必の行、がてて満まいれるいれまい はまれるいれまれた がてて満ま	奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為事務の適正な執行 に努めるとともに、契約案件、 契約時期を一覧できるチェック リストを作成して進捗状況を的 確に管理するなど、各段階で実 効性のあるチェック体制を整備 し、適正な事務処理に努める。

今後は、奈良県会計規則等に基づ き、支出負担行為事務の適正な執行 に努めるとともに、決裁過程におけ るチェック体制を整備するなど、実 効性のある内部統制の整備に取り組 まれたい。 (注意事項) かい長へ委任された事務の範囲に含 まれていない契約締結について 平成30年度及び令和元年度の物品 奈良県契約規則等に基づき、 の賃貸借契約3件(契約額合計 1,2 適正な契約事務の執行に努める とともに、支出負担行為事務に 95,476円) について、奈良県契約規 かかるチェックリストを活用し 則第26条等により民俗博物館長に 委任された契約締結に関する事務の て実効性のあるチェック体制を 範囲には含まれておらず、本来は文 整備し、適正な事務処理に努め 化資源活用課で契約事務を行うこと る。 とされているのに、同館長が契約締 結に関する事務を行っていた。 今後は、奈良県契約規則及び関係 通知に基づき、適正な契約事務の執 行に努められたい。 (注意事項) 福祉医療部 中和福祉事務 令和2年 支出事務に係る不適切な事務処理に 3月11日 所 ついて 平成30年度の委託料及び扶助費に 今後は事務所あて請求書につ いては係長が副本を専用ファイ ついて、本来公費で負担すべきであ るのに、職員が平成30年10月から平 ルで保存・管理を行い、担当者 は正本に基づき、支払処理を行 成31年4月までの間に、私費で支払 っていた事例が3件(合計額 47,88 う。処理期限については請求書 受領後2週間以内を厳守するた 8円) 認められた。 今後は、支出事務の適正な執行に め、係長が随時チェックをする。 努めるとともに、再発防止のため、 事務処理におけるチェック体制を整 備するなど、実効性のある内部統制 の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金の 不適正な事務処理について 今後は、税外未収金に係る債 生活保護費返還金等の未収金の債 権管理に当たり、戻入未納金、本人 権管理の適正化に関する指針に 支払額及び特別障害者手当返納金等 基づき、戻入未納金、本人支払 の未収金(令和元年10月31日時点で 額、特別障害者手当返納金等の 574件計11,086,370円)につい 未収金についても債権管理簿を て、債権管理を適切に行うために必 作成し、催告書の送付は年2回 定期的に行う。 要となる債権管理簿を作成しておら ず、また、平成30年度において、平 成28年度以前に発生した債権の一部 について、催告書を送付していない など、未収金の債権管理が適正に行 われていない事態が見受けられた。 今後は、税外未収金に係る債権管

理の適正化に関する指針に基づき債

権管理簿の整備を行い、適切な債権 管理に努めるとともに、定期的な納 付指導を行い、未収金の回収に努め るべきである。 (指摘事項)

自動車使用伺兼使用報告書の承認・ 確認の不備について

自動車の使用に当たっては、自動車使用同兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用後その使用状況を所属長に報告することとされているが、平成30年4月から令和元年10月までの間の使用(9台分使用回数合計 3,583回)について、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかった

今後は、自動車の管理及び使用に 関する規則に基づき、適正な事務処 理に努められたい。 (注意事項)

公用車の定期点検整備の不実施につ いて

公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、平成30年度において、公用車5台について定期点検整備を実施していなかった。

定期点検整備の不実施による整備 不良に起因する事故発生のおそれも 危惧されることから、今後は、同法、 同通知等に基づき、公用車の定期点 検整備を適切に実施されたい。

(注意事項)

自動車使用伺兼使用報告書に よる、所属長の使用承認及び所 属長への使用報告について、職 員への周知徹底を行った。

今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に則り、適正な事務処理に努める。

令和2年度は4月(1台)、6月(2台)、7月(1台)、1月(1台)、2月(2台)に、道路運送車両法に基づく定期点検整備を実施した(ほか1台は令和2年7月に新車購入)。

今後は、定期点検及び車検スケジュール表の作成、複数人数による定期点検時期の確認を行い、道路運送車両法に則り、適切に公用車の定期点検整備を実施する。

視覚障害者福 祉センター

令和2年 3月23日

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(支出負担行為額合計 1,338,558円)認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実

奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為事務の適正な執行 に努めるとともに、決裁過程に おけるチェック体制の強化及び スケジュール管理の徹底により 適正な事務処理に努める。

		効性のある内部統制の整備に取り組 まれたい。 (注意事項)	
こども・女性局		31,112.0	
精華学院	令和2年 3月24日	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件(保険料25,830円)認められた。自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。 (注意事項)	今後は、車検満了期日を再確認のうえ、車検受検前に前払いによる支出を行うよう、 奈良県会計規則ほか各関係法令、通知等に基づき、車検業者にも趣旨を説明した上で、適切な事務処理を行うように努める。
		支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契執行の必要 委託料、工事請負費等契執行の約 要等算執担で、力力の行力である。 を行うこととされているのでは、がいているのでは、がいてのの情報をはいるである。 会後は、力力をは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているでは、対しているのでは、対しているが、1件(契約額 69,768円)認るは、有力のでは、対しているが、一般には、対しているが、対しているが、対しているが、対しているのには、対しているのには、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているのには、対しないのには、対しないのは、対しないのには、対しないのには、対しないのには、対しないのには、対しないのには、対しないのは、はないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、はないのは、はないのは、はないのは、はないのは、はないのは、はないのは、はないのは、はないのは、はないのはな	今回の不適切な事務執行について院内で事務処理状況等の情報共有を図りながら、契約案件ごとに支出負担行為のチェックリスト等を作成することにより、スケジュール管理を徹底し、支出負担行為事務の適正な執行に努める。
		自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について 自動車の使用に当たっては、自動車の使用に当たっては、自動車の使用に当たっては、自動車使用領兼使用報告書により、の使用の使用承認を受け、使用後そととった。 10月本記を受け、での間の使用(3 合分で、がいるが、平成31年4月から合かでは、平成31年4月からかった。 で用回数合計 273回)について、所属長による使用承認、使用報認、使用報認が全く行われていなかった。 今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、適正な事項といるが、(注意事項)	自動車使用伺兼使用報告書による、所属長への使用伺及び使用報告について、職員への間知 徹底を行うと共に、管理職に認 を使用承認及び使用報告の確認 を常時行う。 今後は、自動車の管理及び使 用に関する規則に則り、適正な 事務執行に努める。
		内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等 について、不適正な事務処理が散見 された。 事務の執行に当たっては、関係法 令、規則等に基づいて処理するとと	事務の執行に際しては、関係 法令や諸規程類の確認を徹底 し、特に指導のあった点は事務 処理方法の確認や見直し、書類 作成時の内容、添付書類、日付、

			もに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)	印鑑の確認等に関し、職員への 指導を徹底する。また、管理職 による決裁過程におけるチェッ ク体制の一層の強化に努める。
産業・	• 雇用振興部			
競	音輪場	令和2年8月19日	事券発売金等の調定事務の遅延について、 中ででの事券を売金等の調定事務の遅延について、 中での事券発売金等の事券を発売を変ける。 年度の事券発売金等を表している。 一年度の事券発売金等を表している。 一年度の事券発売金等を表している。 一年度等ををきるいるの月遅額であるがまり、 11 3,010,124,900円)認められた。 一年度では、 の1 24,900円)認められた。 本がよりでは、 が1 2 2 知らいれるがは、 が1 2 知らいれるがは、 が1 2 知経のでは、 の1 2 知経ののは、 の1 2 知経ののは、 の2 日間に の3 にたり、 の4 によっている。 の3 はは、 の4 によっている。 の4 によっている。 でもは、 は有いる。 には、 は有いる。 には、 は有いる。 には、 は有いる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 はたいる。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	所属の事務処理体制を見直すとともに、事務処理スケジュールの確認を行い、的確に事務処理を行うことができるように取り組む。また、会計規則等に基づく適正な事務の執行と進捗管理を徹底し、再発防止に努める。
			支延 と制を約令支いる。 奈省く県押いでの 契及行け実組 関本 といさとはというの。 とれば、 を行担はるい行るの、ままにましては、 を行担はるい行のに計ると第るして、 を行担はるい行のに計るとのが表しまりでである。 とれまりでである。 とれまりでであればで担し良いでは、 を行れて、では、 を行れないでである。 とれば、 を行れないでである。 とれば、 を行れないでである。 とれば、 を行れないでである。 とれば、 を行れないでである。 とれば、 をにいるとは、 をにいるとは、 をにいるとは、 をにいるとは、 をにいるとは、 をにいるとのが、 をにいるとのが、 をにいるとのが、 をにいるのが、 をにいるとのが、 をにいるとのが、 をにいるとのが、 をにいるとのが、 をにいるとのが、 をにいるとのが、 をにいるとのが、 をにいるとのが、 をにいるとのが、 をにいるとのが、 をにいるとのが、 をにいるとので、 をにいるので、 をにいるので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 とれると、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 とれると、 のので、 をは、 のので、 をは、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、 とれると、 のので、	契約の相手方との連絡を密に し、早い段階から契約事務の準 備に着手する。 また、会計規則等に基づく適 正な事務の執行と進捗管理を徹 底し、再発防止に努める。

ı	,	•	,	,
			公用車の定期点検整備の不実施について いて 公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備につい車の につ動きを では、用車の定期点検整備の事態を では、自動が義にの のでは、の事がはのの のででは、ののでは、ののでは、ののででは、 ののででは、ののででは、 ででは、ののででは、 でででは、 ででででででででででできる。 でのでででででできる。 でのででできる。 でのででできる。 でのでできる。 でのでできる。 では、 ののででは、 でのでできる。 でのでできる。 では、 でのでできる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	定期点検整備の時期を事前に確認し、所属で共有することにより、再発防止に努める。
			内部統制の強化・充実について 今回の監査において、調定事務等 について、不適正な事務処理が散見 された。 事務の執行に当たっては、関係法 令、規則等に基づいて処理するとと もに、決裁過程におけるチェック体 制を強化するなど、実効性のある内 部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)	不適切事案の発生の情報を共 有し、発生原因の解消に向けた 検討を事務所内で行う。 また、担当者と管理職による 決裁チェック体制を強化すると ともに、定期的に会計事務の進 捗会議を開催する等、内部統制 の整備に取り組む。
農	中央卸売市場	令和2年 4月15日	支出科目の誤りについて 令和元年度の歩行者横断防止柵の 設置工事の契約について、経費の性 質が工事請負代金であることから予 算科目を工事請負費で支出すべきで あったのに、需用費で支出していた 事例が1件(契約額 785,000円)認 められた。今後は、奈良県予算規則 等に基づき、適正な予算科目で支出 すべきである。 (指摘事項)	指摘のあった内容について、 需用費(その他)から工事請負 費に支出更正を行った。(R2.3. 25) 今後は奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェックによけるチェックによりを強化し、複数の担当者による書類確認を行い、支出負担行為の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。
	畜産技術センター	令和2年 4月16日	手数料の徴収に係る不適切な事務処理について 家畜人工授精施術料について、奈良県収入証紙条例等で奈良県収入証紙条例等で奈良県収入証紙を関収すると定められておらず、本来は現金により徴収すべきであるのに、平成30年度及び令和元年度において、収入証紙により徴収していた事例が178件(合計額605,280円)認められた。 今後は、奈良県収入証紙条例等に基づき、手数料の徴収事務等の適正	今後は、各職員に対し、関係 諸条例・規則等の周知を図ると ともに、起案から決裁に至るま での間において、複数の職員に よる確認を行うなど、決裁過程 におけるチェック体制を強化す ることにより、実効性のあるが 部統制の整備に取り組みなが ら、手数料の徴収事務等の 適正 な執行と再発防止に努める。

な執行に努めるとともに、決裁過程 におけるチェック体制を整備するな ど、実効性のある内部統制の整備に 取り組まれたい。 (注意事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 2件(契約額合計 214,082円)では、 支出負担行為と同様に契約書の作成 を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

かい長へ委任された事務の範囲に含 まれていない契約締結について

平成30年度及び令和元年度の委託 契約4件(契約額合計 44,640,000 円)について、奈良県契約規則第2 6条等により畜産技術センター所長 に委任された契約締結に関する事務 の範囲には含まれておらず、本来は 畜産課で契約事務を行うこととされ ているのに、同センター所長が契約 締結に関する事務を行っていた。

今後は、奈良県契約規則及び関係 今後も引き 通知に基づき、適正な契約事務の執 に基づき、適 行に努められたい。 (注意事項) 行に努める。

今後は、各職員に対し、奈良 県会計規則、奈良県契約規則等 関係法令の周知を図るとと書類 に、職員間での情報共有や書類 確認を徹底するなど、決裁過程 におけるチェック体制を強とすることにより、実効性のあるな 部統制の整備に取り組みな 部、支出負担行為及び契約年 成事務等の適正な執行と再発防 止に努める。

「かいの契約締結に関する事務の委任について」が令和2年4月1日付けで改正されたことを受け、令和2年度における当該事業については、畜産課から畜産技術センターに対して、当該事務を委任されたため、当センターにおいて適正に契約締結事務を行った。

今後も引き続き、関係通知等 に基づき、適正な契約事務の執 行に努める。

請書を徴取していない契約について 契約の締結に当たっては、契約書 今後は、各職員に対し、奈良 の作成を省略できる場合でも、建設 県会計規則、奈良県契約規則等 工事の請負契約以外で契約金額が1 関係法令の周知を図るととも 00万円未満50万円以上の契約に に、職員間での情報共有や書類 おいては、契約内容について誓約さ 確認を徹底するなど、決裁過程 せる意味を有する請書を契約の相手 におけるチェック体制を強化す 方から徴することとされているが、 ることにより、実効性のある内 平成30年度及び令和元年度の契約金 部統制の整備に取り組みなが ら、契約予定金額に応じた請書 額が100万円未満50万円以上の 修繕工事の契約について、請書を徴 及び契約書の作成事務等の適正 していなかった事例が2件(契約額 な執行と再発防止に努める。 合計 1,321,012円) 認められた。 今後は、奈良県契約規則及び会計 局通知に基づき、契約事務の適正な 執行に努めるとともに、決裁過程に おけるチェック体制を整備するな ど、実効性のある内部統制の整備に 取り組まれたい。 (注意事項) まちづくり推進局 中和公園事務 令和2年 支出科目の誤りについて 4月21日 所 令和元年度の保険契約について、 今後は、奈良県予算規則等に 経費の性質が保険料であることから 基づき、所属におけるチェック 予算科目を役務費で支出すべきであ 体制を強化し、適正な執行と再 発防止に努める。 ったのに、需用費で支出していた事 例が1件(契約額24,720円)認め られた。 今後は奈良県予算規則等に基づ き、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について 委託料、工事請負費等契約を必要 今後は、奈良県会計規則等に とする経費について、予算執行の統 基づき、所属におけるチェック 制のための手続として支出負担行為 体制を強化し、複数の担当者に よる書類確認とスケジュール管 を行うこととされている時期は、契 約を締結するときとされているが、 理を行い、支出負担行為及び契 平成30年度及び令和元年度の委託契 約書の作成事務等の適正な執行 約等について、支出負担行為を行う と再発防止に努める。 こととされている日から大幅に遅延 して支出負担行為を行っていた事例 が 5 件 (契約額合計 23,975,380円) 認められた。その態様の内訳は、 ①支出負担行為を業務完了後に行っ ていた事例が3件、業務完了前であ るが支出負担行為の遅延期間が、② 2か月以上の事例が1件、③3か月 以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な

く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しな いものとされているが、上記のうち 4件(契約額合計 23,774,807円) では、支出負担行為と同様に契約書 の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組むべきである。 (指摘事項) 請書を徴取していない契約について 今後は、奈良県契約規則及び 契約の締結に当たっては、契約書 の作成を省略できる場合でも、建設 会計局通知に基づき、チェック 工事の請負契約以外で契約金額が1 リストの作成等決裁過程におけ 00万円未満50万円以上の契約に るチェツク体制を整備し、内部 おいては、契約内容について誓約さ 統制の強化に努める。 せる意味を有する請書を契約の相手 方から徴することとされているが、 令和元年度の契約金額が100万円 未満50万円以上の修繕工事の契約 について、請書を徴していなかった 事例が3件(契約額合計 1,753,540 円) 認められた。 今後は、奈良県契約規則及び会計 局通知に基づき、契約事務の適正な 執行に努めるとともに、決裁過程に おけるチェック体制を整備するな ど、実効性のある内部統制の整備に 取り組まれたい。 (注意事項) 教育委員会 奈良高等学校 令和2年 高等学校授業料の調定事務の遅延に 5月29日 ついて 平成30年度及び令和元年度の高等 今後は、奈良県立学校におけ 学校授業料について、奈良県立高等 る授業料等に関する条例及び同 学校授業料、通信教育受講料及び入 要綱に基づき納期限を指定し、 学料徴収事務取扱要綱で定められた 複数職員による書類確認を行う など、チェック体制を強化し調 納期限を経過した後に、遅延して納 入の通知を行っていた事例が3件(定事務の適正な執行と再発防止 1 名分 調定額合計 118,800円) 認 に努める。 められた。また、うち2件について は本来所属する会計年度を経過した 後に調定を行っていた。

きである。

今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべ

(指摘事項)

		支出負担行為及び契約書作成の遅延	
		について 委託料、工事請負費等契約を必要 とする経費について、予算執行の統	今後は、関係法令、奈良県会 計規則、奈良県契約規則等に基
		制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契	づき、複数の担当者による書類 確認とスケジュール管理を行う
		約を締結するときとされているが、 令和元年度の工事請負契約等につい	など、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び
		て、支出負担行為を業務完了後又は	契約書の作成事務、予算の令達
		納品後に行っていた事例が2件(契 約額合計 1,282,500円)認められた。	等、適正な執行と再発防止に努める。
		契約の締結をしようとするときは	- × • • •
		奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な	
		く契約書を作成しなければならず、	
		県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しな	
		いものとされているが、上記のうち 1件(契約額 1,239,840円)では、	
		支出負担行為と同様に契約書の作成	
		を遅延していた。 また、特にやむを得ない事情がな	
		いのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかっ	
		た事例が、上記のうち1件(契約額	
		42,660円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県	
		契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執	
		行に努めるとともに、決裁過程にお	
		けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り	
エの言言体質	∆ 50 0 5	組むべきである。 (指摘事項)	
西の京高等学 校	令和2年 5月11日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、関係法令、奈良県会
		とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為	計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類
		を行うこととされている時期は、契	確認とスケジュール管理を行う
		約を締結するときとされているが、 令和元年度の備品購入契約につい	など、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び
		て、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額49,940円	契約書の作成事務等の適正な執 行と再発防止に努める。
)認められた。	7, 2, 3, 2, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3,
		今後は、奈良県会計規則等に基づ き、支出負担行為事務等の適正な執	
		行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、	
		実効性のある内部統制の整備に取り	
平城高等学校	令和2年	組むべきである。(指摘事項)通勤手当の過払いについて	
	5月29日	通勤手当の支給について、通勤経 路の認定を誤ったため、過払いとな	今後は通勤手当に関する規則 に基づき、通勤経路の認定に注
		っていた事例が1件(過支給額27,	意し、誤支給の再発防止に努め

登美ケ丘高等	令和2年	250円) 認められた。 今後は、一般職の職員の給与に関 する条例等に基づき、適正な認定事 務の執行に努められたい。 (注意事項) 通勤手当の過払いについて	るものとする。
学校	5月29日	通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額118,000円)認められた。 今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	手当の認定に当たって、通勤 手当に関する条例・規則に基づ き、同一方面からの通勤者との 整合性に注意しつつ、最新の道 路事情に応じた適正な認定を行 い、誤支給の防止に努める。
高田高等学校	令和2年 5月18日	通勤手当の過払いについて 通勤手当の支給について、通勤経 路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額54,000円)認められた。 今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。 (注意事項)	今後は、条例および関連通知 等に基づき適正な認定事務を行 い、また内部のチェック体制の 一層の強化を図り再発の防止に 努める。
		支延 生物 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人	今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則を変換規則を変換を担当してののでは、大変を対しては、大変を対しては、大変を対しては、大変を強力を強力を強力を強力を対しては、大変を対しては、大変を対しては、大変を対しては、大変を対しては、大変を対しては、大変を対しては、対象を対しては、対象を対しては、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対

契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組むべきである。 (指摘事項)

かい長へ委任された事務の範囲に含 まれていない契約締結について

令和元年度の物品の賃貸借契約2 件(当初契約額合計 1,763,424円) について、奈良県契約規則第26条 等により高田高等学校長に委任され た契約締結に関する事務の範囲には 含まれておらず、本来は学校支援課 で契約事務を行うこととされている のに、同校長が契約締結に関する事 務を行っていた。

今後は、奈良県契約規則及び関係 通知に基づき、適正な契約事務の執 行に努められたい。 (注意事項)

工事請負契約における不適切な分割 発注について

前回の監査において、工事請負契 約における不適切な分割発注につい て指摘事項とし、改善を求めたとこ ろであるが、令和元年度の工事請負 契約においても、工事場所が隣接し 同種工事で契約日が同一であること などから、密接に関連していて一体 的発注が妥当と考えられ、競争入札 に付すべき工事を2件に分割し、分 割した各工事の予定価格が随意契約 によることができる上限額250万 円をそれぞれ下回るとして、随意契 約により契約を行っていた事例が2 件(契約額合計 2,629,800円) 認め られた。

また、隣接してはいないが、校内 の同種工事で契約日、工期が同一で、 一体的発注が可能ではないかと思わ れる工事が、他にも4件(契約額合 計 7,592,400円) 認められた。

今後は、地方自治法、同施行令、 奈良県契約規則等に基づき、事前に 十分な調査、検討を行い、契約事務 の適正な執行に努めるべきである。

(指摘事項)

支出科目の誤りについて

令和元年度の書庫の鍵の解錠契約 について、経費の性質が手数料であ 計規則、奈良県契約規則等に基 ることから予算科目を役務費で支出「づき、複数の担当者による書類

今後は、奈良県契約規則及び 関係通知に基づき、適正な契約 事務を行うとともに、関係課と の緊密な連携を図り、再発の防 止に努める。

前回監査において指摘を受け たにもかかわらず、指摘事項を 都合よく解釈したために再発を 招いたことを猛省し、今後は関 係法令、規則に基づき、事前に 十分な調査、検討を行うととも に、関係課との緊密な連携のう えで契約事務の適正な執行を行 い、再発防止に努める。

今後は、関係法令、奈良県会

すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額 10,80 0円)認められた。今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)

確認を行うなど、所属における チェック体制を強化し、適正な 執行と再発防止に努める。

内部統制の更なる強化・充実について

前回の監査において、内部統制の 強化・充実について注意事項とし、 改善を求めたところであるが、今回 の監査においても、収入事務、支出 事務等について不適正な事務処理が 多数認められた。

事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処すべきである。 (指摘事項)

不適切な事案の再発を防止するため、所属内で発生事案の情報を共有するとともに、決裁のチェック体制を強化。また、対応に検討を要する事象についても、内部での検討及び関係部署との連絡調整の体制を強化し、内部統制の整備に取り組む。

郡山高等学校

令和2年 5月14日

高等学校授業料の調定事務の遅延に ついて

令和元年度第2期の高等学校授業料について、奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学料徴収事務取扱要綱で定められた納期限(第2期9月25日)が経過した後に、遅延して納入の通知を行っていた事例が4件(314名分調定額合計12,434,400円)認められた。

今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅 延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(契約額合計4,974,480円)認められた。

契約の締結をしようとするときは 奈良県契約規則第18条(契約書の 省略)に該当する場合を除き遅滞な く契約書を作成しなければならず、 県及び相手方の双方が契約書に記名 押印しなければ当該契約は確定しな 今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき納期限を指定し、再発防止のため、複数職員によるチェック体制を整備し調定事務の適正な執行に努める。

今後は、関係法令、奈良県会 計規則、奈良県契約規則等に基 づき、複数の担当者による書類 確認とスケジュール管理を行う など、所属におけるチェック体 制を強化し、支出負担行為及び 契約書の作成事務等の適正な執 行と再発防止に努める。 いものとされているが、上記の2件 では、支出負担行為と同様に契約書 の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組むべきである。 (指摘事項)

工事請負契約における不適切な分割 発注について

令和元年度の工事請負契約について、工事内容、工期等からみて密接に関連していて一体的発注が妥当と考えられ、競争入札に付すべき工事を複数件に分割し、分割した各工事の予定価格が随意契約によることができる上限額250万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により契約を行っていた事例が3件(契約額合計7,299,720円)認められた。

今後は、地方自治法、同施行令、 奈良県契約規則に基づき、事前に十 分に検討を行い、契約事務の適正な 執行に努めるべきである。

(指摘事項)

今後は、工事請負契約においては、奈良県教育委員会事務局予算担当課と事前に十分な協議を行い、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則に基づいた適正な契約事務の執行に努める。

二階堂高等学 校

令和2年 4月21日

郵便切手の過大な保有について

平成30年度末の郵便切手の保有残 高は54,689円となっており、年間使 用額に照らして多額となっていた。

郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行って、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 43,362円)認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実

年度末の保有残高が多額にならないよう、購入検討時に残額や使用枚数の見込みを的確に把握し、年度内に複数回に分けて購入するなど、切手の保有を最小限にするよう努める。

今後は、関係法令、奈良県会 計規則、奈良県契約規則等に基 づき、複数の担当者による書類 確認とスケジュール管理を行う など、所属におけるチェック体 制を強化し、支出負担行為及び 契約書の作成事務等の適正な執 行と再発防止に努める。

		効性のある内部統制の整備に取り組	
		むべきである。 (指摘事項)	
畝傍高等学校	令和2年	支出負担行為の遅延について	
	5月26日	委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、関係法令、奈良県会
		とする経費について、予算執行の統	計規則、奈良県契約規則等に基
		制のための手続として支出負担行為	づき、複数の担当者による書類
		を行うこととされている時期は、契	確認とスケジュール管理を行う
		約を締結するときとされているが、	など、所属におけるチェック体
		令和元年度の委託契約について、支	制を強化し、支出負担行為及び
		出負担行為を行うこととされている	契約書の作成事務等の適正な執
		日から大幅に遅延して支出負担行為	行と再発防止に努める。
		を行っていた事例が3件(契約額等	
		合計 1,026,254円) 認められた。そ	
		の態様の内訳は、①支出負担行為を	
		業務完了後に行っていた事例が2	
		件、②業務完了前であるが支出負担	
		行為の遅延期間が1か月以上の事例	
		が1件となっていた。	
		また、上記の3件について特にや	
		むを得ない事情がないのに、契約締	
		結時までに当該契約に係る予算の令	
		達を受けていなかった。	
		今後は、奈良県会計規則等に基づ	
		き、支出負担行為事務の適正な執行	
		に努めるとともに、決裁過程におけ	
		るチェック体制を整備するなど、実	
		効性のある内部統制の整備に取り組	
		むべきである。 (指摘事項)	
西和清陵高等	令和2年	支出負担行為の遅延について	
学校	5月26日	委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、関係法令、奈良県会
		とする経費について、予算執行の統	計規則、奈良県契約規則等に基
		制のための手続として支出負担行為	づき、複数の担当者による書類
		を行うこととされている時期は、契	確認とスケジュール管理を行う
		約を締結するときとされているが、	など、所属におけるチェック体
		令和元年度の備品購入契約につい	制を強化し、支出負担行為及び
		て、支出負担行為を納品後に行って	契約書の作成事務等の適正な執
		いた事例が1件(契約額 38,880円	行と再発防止に努める。
)認められた。	
		今後は、奈良県会計規則等に基づ	
		き、支出負担行為事務の適正な執行	
		に努めるとともに、決裁過程におけ	
		るチェック体制を整備するなど、実	
		効性のある内部統制の整備に取り組	
		むべきである。 (指摘事項)	
法隆寺国際高	令和2年	業務委託契約に係る不適切な事務	
等学校	8月11日	処理について	
		産業廃棄物の運搬処理業務委託契	今後は、廃棄物の処理及び清
		約について、廃棄物の処理及び清掃	掃に関する法律及び同法施行令
		に関する法律及び同法施行令の定め	に基づき、契約書の作成漏れ等
		により契約金額の多寡にかかわらず	の無いよう、所属内での情報共
		契約書の作成を行わなければならな	有および複数名によるチェック
		いとされているのに、平成30年度の	を徹底することにより再発防止
		当該契約について、契約書を作成せ	に努める。
		ず、請書により業務委託を行ってい	· -
	I	, , mid 0.) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	I

た (契約額 169,560円)。

今後は、同法及び同法施行令に基 づき、契約の締結及び契約書の作成 事務等の適正な執行に努めるべきで ある。 (指摘事項)

内部統制の強化・充実について

今回の監査において、支出事務、 収入事務等について、不適正な事務 処理が散見された。

事務の執行に当たっては、関係法 令、規則等に基づいて処理するとと もに、決裁過程におけるチェック体 制を強化するなど、実効性のある内 部統制の整備に取り組まれたい。

今後は会計研修等の受講や自 己学習等を通して、各自の知識、 技能を高めるとともに、決裁過 程において、複数職員による確 認を徹底するなどチェック体制 を強化し、事務処理の適正化を

高取国際高等 学校

令和2年 8月11日

支出負担行為の遅延及び契約書の作 成について

(注意事項)

委託料、工事請負費等契約を必要 とする経費について、予算執行の統 制のための手続として支出負担行為 を行うこととされている時期は、契 約を締結するときとされているが、 令和元年度の委託契約について、支 出負担行為を行うこととされている 日から大幅に遅延して支出負担行為 を行っていた事例が3件(契約額合 計 3,520,840円) 認められた。その 態様の内訳は、①支出負担行為を業 務完了後に行っていた事例が2件、 ②業務完了前であるが支出負担行為 の遅延期間が1か月以上の事例が1 件であった。

また、契約書を作成するときは支 出負担行為をしておかなければなら ないが、上記のうち2件(契約額合 計 3,506,800円) では、それを行わ ないまま契約書を作成していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県 契約規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正な執 行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取り 組むべきである。 (指摘事項)

支出科目の誤りについて

令和元年度の業務委託契約につい て、経費の性質が手数料であること から予算科目を役務費で支出すべき であったのに、委託料で支出してい た事例が3件(契約額合計 104,000 円) 認められた。今後は奈良県予算 規則等に従い、適正な予算科目で支しな執行と再発防止に努める。

今後は、関係法令、奈良県会 計規則、奈良県契約規則等に基 づき、複数の担当者による書類 確認とスケジュール管理を行う など、所属におけるチェック体 制を強化し、支出負担行為及び 契約書の作成事務等の適正な執 行と再発防止に努める。

今後は、適正な予算科目で支 出するため、関係法令、奈良県 会計規則、奈良県契約規則等に 基づき、複数の担当者による書 類確認を行うなど、所属におけ るチェック体制を強化し、適正

1 1	ı		,
		出すべきである。 (指摘事項)	
		内部統制の強化・充実について	
		今回の監査において、支出事務、	事業執行伺、支出負担行為決
		収入事務等について、不適正な事務	議書等について、会計関係の規
		処理が散見された。	定に適合しているか事務担当者
		事務の執行に当たっては、関係法	でのチェックを強化する。
		令、規則等に基づいて処理するとと	併せて会計局や企画管理室主
		もに、決裁過程におけるチェック体	催の研修への参加や会計局の資
		制を強化するなど、実効性のある内	料等による学習を促す等適正な
		部統制の整備に取り組まれたい。	事務処理に向けての取組を行
		(注意事項)	う。
王寺工業高等 令	和2年	支出負担行為の遅延について	
学校 4	月21日	委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、関係法令、奈良県会
		とする経費について、予算執行の統	計規則、奈良県契約規則等に基
		制のための手続として支出負担行為	づき、複数の担当者による書類
		を行うこととされている時期は、契	確認とスケジュール管理を行う
		約を締結するときとされているが、	など、所属におけるチェック体
		令和元年度の備品購入契約につい	制を強化し、支出負担行為及び
		て、支出負担行為を納品後に行って	契約書の作成事務等の適正な執
		いた事例が2件(契約額合計 83,59	行と再発防止に努める。
		2円) 認められた。	
		今後は、奈良県会計規則等に基づ	
		き、支出負担行為事務の適正な執行	
		に努めるとともに、決裁過程におけ	
		るチェック体制を整備するなど、実	
		効性のある内部統制の整備に取り組	
	チュンケ	むべきである。 (指摘事項)	
	和2年	支出負担行為の遅延について	人效 24 - 朋友进入 - 大百用人
5	月26日	委託料、工事請負費等契約を必要	今後は、関係法令、奈良県会
		とする経費について、予算執行の統制のなめの毛持し、スエル会担合	計規則、奈良県契約規則等に基
		制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契	づき、複数の担当者による書類 確認とスケジュール管理を行う
		約を締結するときとされているが、	確認とベクシュール [埋を1] リーなど、所属におけるチェック体
		令和元年度の備品購入契約につい	制を強化し、支出負担行為及び
		て、支出負担行為を納品後に行って	契約書の作成事務等の適正な執
		いた事例が2件(契約額合計 352,6	行と再発防止に努める。
		00円) 認められた。	11 C IT 76 PM エモカック。
		今後は、奈良県会計規則等に基づ	
		き、支出負担行為事務の適正な執行	
		に努めるとともに、決裁過程におけ	
		るチェック体制を整備するなど、実	
		効性のある内部統制の整備に取り組	
		むべきである。 (指摘事項)	

ウ 財政的援助団体

所 属 名	実施年月日	監	査	結	果	措置の内容
(所管課名)						
奈良マラソン実行	令和2年	金銭出納帳	の未作	成につい	いて(指摘	
委員会	8月11日	事項)				
(スポーツ振興		奈良マラ	ソン実	行委員会	会会計規程	奈良マラソン実行委員会会計
課)		第5条では	t、実行	委員会の	の会計を処	規程に基づき、金銭出納帳を作
		理するため)、金銭	出納帳を	を備えるこ	成の上、出納の都度記載すると
		ととしてお	3り、平月	成29年月	度は71件	ともに、所属長の確認を受ける
		1, 183, 157	1,183,157円、平成30年度は56件9			など、実効性のあるチェック体
		64, 457円を	現金に	より支払	公っている	制を整備し、適正な事務処理に
		のに、金銭	出納帳	を作成し	していなか	努める。
		った。				
		今後は、	奈良マ	ラソンぽ	実行委員会	
		会計規程に	基づき	、適正な	な事務の執	
		行に努める	ととも	に、チェ	ェック体制	
		の充実を図	り、実	効性のは	ある内部統	
		制の整備に	取り組む	むべきて	ごある。	
				(指	f摘事項)	